

香川県農地関係事務処理要領

令和7年4月

香川県農政水産部農業経営課

香川県農地関係事務処理要領

(平成21年12月11日付け21農政第41812号 香川県農政水産部長通知)

[施行：平成21年12月15日]

改正：平成22年 5月25日 22農政第11722号 [施行：平成22年 6月 1日]
改正：平成23年 3月10日 22農政第51105号 [施行：平成23年 4月 1日]
改正：平成23年 9月15日 23農政第26390号 [施行：平成23年10月 1日]
改正：平成24年 3月 8日 23農政第52079号 [施行：平成24年 4月 1日]
改正：平成25年 1月30日 24農政第42325号 [施行：平成25年 1月30日]
改正：平成26年 3月19日 25農政第45225号 [施行：平成26年 3月19日]
改正：平成27年 4月23日 26農政第84332号 [施行：平成27年 4月23日]
改正：平成28年 3月31日 27農政第92490号 [施行：平成28年 4月 1日]
改正：平成29年 3月29日 28農政第83502号 [施行：平成29年 4月 1日]
改正：平成30年 3月27日 29農政第71888号 [施行：平成30年 4月 1日]
改正：令和 元年12月20日 元農政第52211号 [施行：令和 元年12月20日]
改正：令和 3年 7月29日 3農政第28757号 [施行：令和 3年 9月 1日]
改正：令和 4年11月10日 4農政第287614号 [施行：令和 4年11月10日]
改正：令和 5年 7月11日 5農経第79349号 [施行：令和 5年 7月11日]
改正：令和 6年 3月29日 5農経第276881号 [施行：令和 6年 4月 1日]
改正：令和 7年 3月31日 6農経第286948号 [施行：令和 7年 4月 1日]

目 次

第1 農地等の転用（法第4条、第5条）	1
1 農地等の転用規制	1
（1）農地等の転用の許可制度	1
（2）許可不要の場合	1
（3）農作物栽培高度化施設の用に供される土地における留意事項	3
2 法第4条及び第5条の事務処理	4
（1）農地転用許可	4
① 申請手続流れ図	4
② 申請手続	4
③ 申請者	4
④ 申請書の記載上の留意事項	5
⑤ 添付書類	11
⑥ 農業委員会の処理	19
⑦ 知事の処理	21
⑧ 事前相談	23
（2）法第4条第8項及び第5条第4項の協議	24
（3）転用目的の競売買受適格証明	26

第2 農地転用許可後の転用事業の促進及び工事完了並びに営農型発電に係る報告及び指導	29
1 転用事業の促進	29
2 工事完了	30
3 営農型発電に係る報告及び指導	31
第3 農地転用許可後の事業計画の変更	35
1 許可目的達成が可能な場合の変更	35
2 許可目的達成が困難な場合の変更	37
第4 許可事項の証明、許可書の訂正、許可申請の取下げ及び許可処分の取消し	41
1 許可事項の証明	41
2 許可書の訂正	42
3 許可申請の取下げ	42
4 許可処分の取消し	43
第5 農地等の賃貸借の解約等（法第18条）	45
1 農地等の賃貸借の解約等の許可 （法第18条第1項、令第22条、則第64条～第67条）	45
（1）許可の要否	45
（2）法第18条第1項第4号の規定による届出 （届出による許可不要）	45
（3）法第18条第1項の規定による許可の申請手続流れ図	47
（4）申請手続	47
（5）農業委員会の処理	48
（6）知事の処理	49
2 農地等の賃貸借の解約等の通知（法第18条第6項、則第68条）	49
（1）農業委員会に対する通知を要する場合	49
（2）通知手続	50
（3）農業委員会の処理	51
3 農地等の賃貸借の解約等に係る農地等返還手続流れ図	52
第6 賃貸借契約の文書化（法第21条）	55
1 賃貸借契約の文書化	55
2 文書化の手続	55
3 使用貸借契約への準用	56

第7	和解の仲介（法第25条～第29条）	57
1	農業委員会による和解の仲介	57
2	知事による和解の仲介	61
3	和解の仲介の法的性格	61
第8	違反転用等への対応（法第51条）	63
1	違反転用に対する処分等	63
	（1）農業委員会の処理	63
	（2）知事の処理	63
	（3）法第51条第1項の規定による処分の基準	65
2	違反転用に対する行政代執行（法第51条第4項）	65
3	違反転用事案の処理に関する概念図	68
第9	その他	69
1	制限除外の農地移動届の取扱要領	69
2	農地の地目変更登記に係る登記官からの照会	69
3	時効取得	71
4	則第29条第4号及び第53条第4号の規定に係る処理の手続	72
附則		74

- （注）1 この要領において、農地法（昭和27年法律第229号）は「法」と、農地法施行令（昭和27年政令第445号）は「令」と、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）は「則」と表記する。
- 2 直島町においては、「農業委員会」とある箇所は「直島町長」と読み替えること。

第1 農地等の転用（法第4条、第5条）

1 農地等の転用規制

（1） 農地等の転用の許可制度

- ① 法第4条 … 農地を農地以外のものにする場合の制限
- ② 法第5条 … 農地を農地以外のものにするため、又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするため、所有権を移転し、又はこれらの土地について地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の制限

③ 申請の方法

申請に係る農地等（以下「申請地」という。）が所在する農業委員会を経由して知事に提出する。申請書には、法第4条の許可の申請をする場合にあっては農地を転用しようとする者の署名又は記名が、法第5条の許可の申請をする場合にあっては当事者双方の連署又は記名が、それぞれ必要である。ただし、則第10条第1項各号に掲げる場合は、単独で申請をすることができる。（則第57条の4第1項）

④ 協議の成立により許可があったものとみなされる場合

国又は県が病院、学校等の公共施設の設置の用に供するために農地等を転用しようとする場合においては、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる。（法第4条第8項、第5条第4項）

協議をしようとする国又は県の担当部局は、知事に対し、文書により協議を求めるものとする。

（2） 許可不要の場合

① 法第4条の場合

法第4条第1項ただし書に該当する場合

ア 法第5条の許可を受けた農地を許可の目的に沿って転用する場合（第1号）

イ 国又は県が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって省令で定めるもの（学校、社会福祉施設、病院、庁舎及び宿舍以外の施設）の用に供するため、農地を転用する場合（第2号）

ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定により公告された農用地利用集積等促進計画において設定され、又は移転された同条第1項の権利に係る農地をその計画に定める利用目的に沿って転用する場合（第3号）

エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の規定により公告された所有権移転等促進計画において設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る農地をその計画に定める利用目的に沿って転用する場合（第4号）

オ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）の規定により公告された所有権移転等促進計画において設定され、又は移転された同法第5条第10項の権利に係る農地をその計画に定める利用目的に沿って転用する場合

(第5号)

カ 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律により収用し、又は使用した農地を収用等の目的に沿って転用する場合(第6号)

キ 市街化区域内にある農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、転用する場合(第7号)

ク その他則第29条に規定する場合(第8号)

その主なものとしては、耕作の事業を行う者が、その者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のために必要な農業用施設(農道、水路等)又は自己の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業経営施設(堆肥舎、畜舎、納屋等で、転用面積が2アール未満のものに限る。)に転用する場合、市町が地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する計画をいう。以下同じ。)に認定農業者(同法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)が設置しようとする農業用施設(同法第12条第3項に規定する農業用施設をいう。②のキ及び第9の4において同じ。)を記載する場合(当該農業用施設を設置することにより、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを農業委員会が認めた場合に限る。②のキ及び第9の4において同じ。)において、当該認定農業者がその農地を当該農業用施設に転用する場合、地方公共団体(都道府県を除く。②のキにおいて同じ。)がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第3条各号に掲げるもの(則第25条第1号から第3号までに掲げる施設(学校、社会福祉施設及び病院)並びに市役所及び町役場を除く。)の敷地に供するため、その区域内にある農地を転用する場合等である。

② 法第5条の場合

法第5条第1項ただし書に該当する場合

ア 国又は県が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって省令で定めるもの(学校、社会福祉施設、病院、庁舎及び宿舍以外の施設)の用に供するため、権利を取得する場合(第1号)

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公告された農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するため同条第1項の権利が設定され、又は移転される場合(第2号)

ウ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定により公告された所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合(第3号)

エ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の規定により公告された所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため同法第5条第10項の権利が設定され、又は移転される場合(第4号)

オ 土地収用法その他の法律により農地等に関する権利が収用され、又は使用される場合(第5号)

カ 市街化区域内にある農地等について、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利を取得する場合(第6号)

キ その他則第53条に規定する場合(第7号)

その主なものとしては、市町が地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を

記載する場合において、当該認定農業者が当該農業用施設に供するため農地等を取得する場合、地方公共団体がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第3条各号に掲げるもの（則第25条第1号から第3号までに掲げる施設（学校、社会福祉施設及び病院）並びに市役所及び町役場を除く。）の敷地に供するため、その区域内にある農地等を取得する場合等である。

（３） 農作物栽培高度化施設の用に供される土地における留意事項

法第43条第1項の規定による届出に係る農作物栽培高度化施設（同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設をいう。以下同じ。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、法の全ての規定が適用されることから、高度化施設用地については、法第2条第1項に規定する農地に該当する。

① 高度化施設用地について、法第4条又は第5条の農地を農地以外のものにする行為の対象となるのは、次に該当する場合である。

ア 高度化施設用地を農地（高度化施設用地を除く。）又は高度化施設用地以外の用に供する場合

例えば、次の場合がこれに該当する。

（ア） 農作物栽培高度化施設を撤去し、住宅や工場などの施設を設置する場合

（イ） 農作物栽培高度化施設の内部を倉庫や飲食店、直売所などとして利用する場合

イ 高度化施設用地において農作物の栽培に供されないことが確実となった場合として、次に該当する場合

（ア） 法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過してもなお当該施設において農作物の栽培が行われない場合

（イ） 当該施設の所有者等が、法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過する前に、当該施設において農作物の栽培を行わない旨の意思を示した場合

（ウ） 法第32条第3項の規定による公示から2月を経過してもなお当該施設の所有者等が農業委員会に申し出ない場合

（エ） 農地所有適格法人（法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）が農地所有適格法人でなくなった場合において、国が当該法人の農作物の栽培の用に供されている高度化施設用地を買収するため、農業委員会が法第7条第2項の規定による公示を行った場合

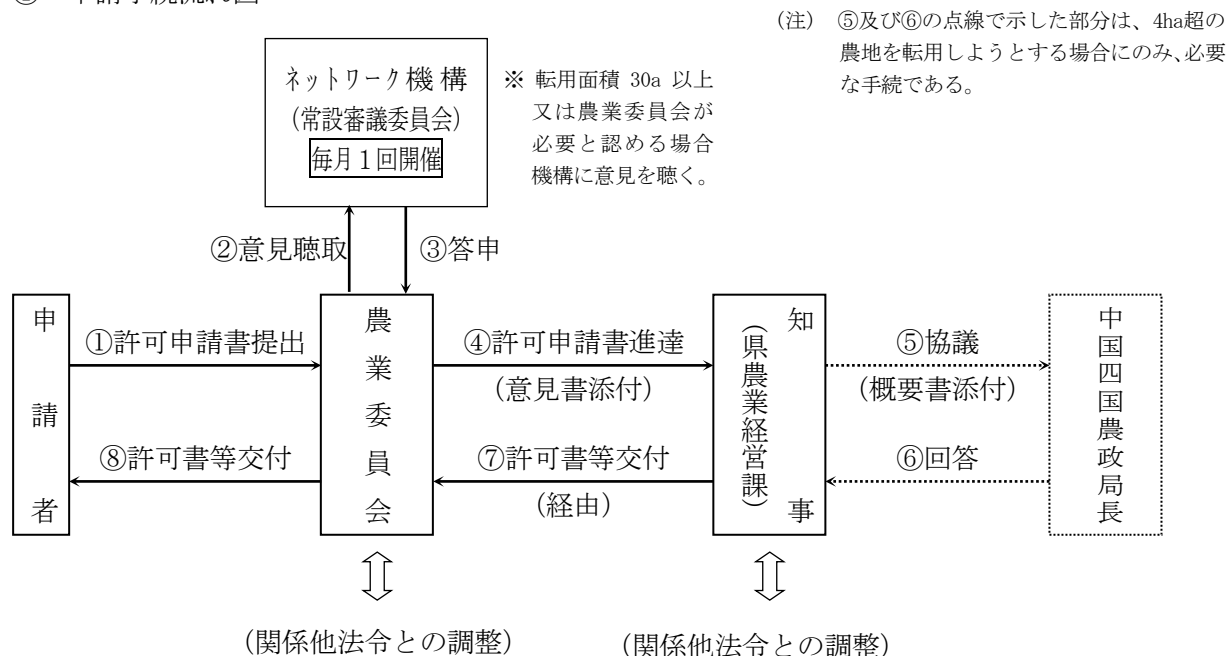
② 高度化施設用地を農作物の栽培以外の用に供する場合には、それが一時的なものである場合であっても、農地を農地以外のものにする事となるため、法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。

③ 法第43条第1項の届出を行い農業委員会に受理された後、則第88条の3の基準を満たしていない施設を設置しようとする場合には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。

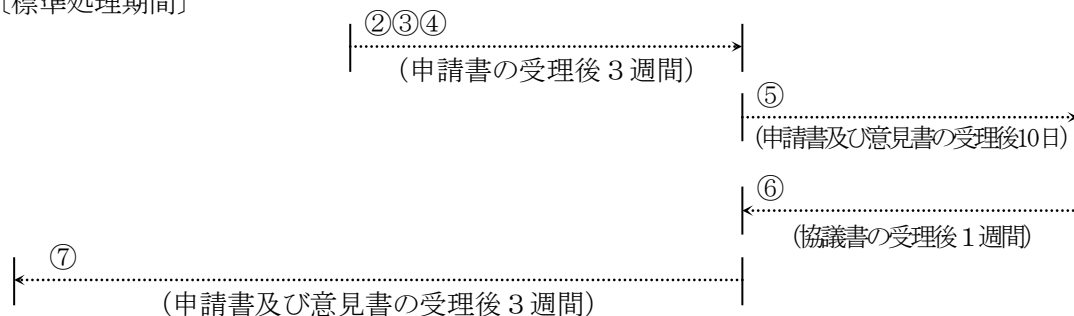
2 法第4条及び第5条の事務処理

(1) 農地転用許可

① 申請手続流れ図



〔標準処理期間〕



② 申請手続

農地を転用するため法第4条の許可を受けようとする場合は**様式第1号**による農地法第4条第1項の規定による許可申請書（正副各1部）を、転用する目的で農地等について権利を移転し、又は設定するため法第5条の許可を受けようとする場合は**様式第2号**による農地法第5条第1項の規定による許可申請書（正副各1部）を、農業委員会を経由して知事に提出するものとする。

③ 申請者

法第4条の許可の申請をする場合は、農地を転用しようとする者が申請者となる。

法第5条の許可の申請をする場合は、権利の移転又は設定の当事者双方が申請者となり、提出する申請書に連署する。

ただし、次の場合には、単独で申請をすることができる。（則第57条の4第1項）

ア その申請に係る権利の設定又は移転が、強制競売、担保権の実行としての競売若しくは
公売又は遺贈その他単独行為による場合（則第10条第1項第1号）

イ その申請に係る権利の設定又は移転が、裁判による判決の確定、裁判上の和解若しくは
請求の認諾、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の成立又は家事事件手続法（平
成23年法律第52号）による審判の確定若しくは調停の成立による場合（則第10条第1項第
2号）

（注）「単独行為」とは、遺贈のように行為者の一方的意思表示だけで成立する法律行為を
いう。

④ 申請書の記載上の留意事項

法第5条の許可の申請をする場合にあっては次のアからキまでに規定する留意事項に従っ
て、法第4条の許可の申請をする場合にあってはこれらの留意事項に準じて、それぞれ記載
するものとする。

ア 申請者等の表示に関する部分

様式第2号					
県 受 付 印	農地法第5条第1項の規定による許可申請書				
	(7) 年 月 日				
	香 川 県 知 事 殿				
(イ) 申請者 氏名	<table border="0"><tr><td>譲渡人 氏名</td></tr><tr><td>(貸人)</td></tr><tr><td>譲受人 氏名</td></tr><tr><td>(借人)</td></tr></table>	譲渡人 氏名	(貸人)	譲受人 氏名	(借人)
譲渡人 氏名					
(貸人)					
譲受人 氏名					
(借人)					
下記によって農地（採草放牧地）を転用のため	(ウ) を 設定 したいので、農地法第5条第1項の規定によ り許可を申請します。 移転				

(ア) 申請年月日は、必ず記載すること。

(イ) 申請者の氏名は、次のように記載すること。

- 代理申請の場合は、必ず申請者本人とその代理人の双方の氏名を記載すること。
- 譲渡人又は譲受人が複数である場合は、「(譲渡人又は譲受人のうち1人の氏名) 外
〇名」と記載するとともに、「1 当事者の氏名及び住所等」の欄に「別紙のとおり」
と記載して、別紙を添付することができる。
- 所有権の移転に係る申請であって譲受人が複数である場合は、氏名の前に「持分〇
分の〇」と記載して譲受人それぞれの共有持分を明確にすること。
- 申請地について相続による所有権移転の登記をしていない場合は、申請前に相続に
係る登記を完了させておくことが望ましい。
- 申請者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 賃借権、使用貸借による権利その他の権利の設定をしようとする場合は、譲受人及

び譲渡人の記載を二重線で抹消すること。

(ウ) 所有権、賃借権など移転し、又は設定しようとする権利の種類を記載し、設定又は移転のいずれか該当のないものを二重線で抹消すること。

(注1) (イ)のbに規定する別紙の様式は、次のとおりとし、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。当該別紙の記載に当たっては、イの規定に従うこと。

(別紙) 当事者の氏名、住所等			
当事者の別	氏 名	住 所	年齢
譲 受 人			
譲 渡 人			
〃			
〃			

(注2) 一の転用事業につき譲受人が1人で譲渡人が複数である場合は、移転し、又は設定しようとする権利が異なる場合を除き、(イ)のbの規定に従って譲渡人全員が連署した1件の申請書とすることを原則とし、譲渡人ごとに申請書を作成することは、極力抑制すること。

イ 当事者の表示に関する部分

1 当事者の氏名、住所等	当事者の別	氏名又は法人の名称 及び代表者氏名	住所又は主たる事務所の所在地	年齢	電話番号
	譲 渡 人 (貸 人)				
	譲 受 人 (借 人)				

代理申請の場合にあつては、申請者本人に関する事項を記載するものとし、単独申請の場合にあつては、申請者本人に関する事項のほか、権利の移転又は設定に係る相手方に関する事項を併せて記載すること。

ウ 申請地に関する部分

2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地 目		面積	耕作者 氏 名	備 考
			登 記 簿	現 況			
(ア) 市町			(イ)	(ロ)	m ² (エ)	(カ)	(キ)
市町							
市町							
市町							
(カ) 計			m ² (田	m ² 畑	m ² 採草放牧地	m ²	

- (ア) 市又は町のいずれか該当のないものを二重線で抹消すること。
- (イ) 登記簿の地目を記載すること。
- (ウ) 現況の地目を記載すること。
- (エ) 登記簿の地積を記載すること。
- a 登記簿の地積が著しく事実と相違する場合は、実測図を添付すること。
- b 一筆の農地等の一部を転用する場合は、あらかじめ、分筆登記をすること。ただし、一時転用の場合は、実測等により申請地の位置及び面積を特定させた上で、「面積」の欄に「〇㎡のうち〇㎡」と記載することとし、分筆登記は要しないものとする。
- (オ) 許可を受けようとする土地が自作地か小作地かを確認する必要があるため、必ず正確に記載すること。当該土地が休耕地等である場合であっても、農地基本台帳に記載されている耕作者を記載すること。
- (カ) 「面積」の欄の数値の合計値を、登記簿の地目ごとにそれぞれ記載すること。ただし、合計値が零の地目にあつては、当該欄に横線を記載すること。
- (キ) 土地改良事業の施行に伴う工事着工後、換地処分前に異種目換地事前指定地に代わるべき一時利用地を転用する場合は、「土地の所在」の欄の1行目に「(従前の土地)」と表示して異種目換地事前指定地について記載するとともに、2行目に「(仮地番)」と表示して一時利用地について記載し、「備考」の欄にはそれぞれ「異種目換地事前指定地」及び「上記一時利用地」と記載すること。
- (注1) 申請地の全てを欄内に記載することができない場合は、「2 許可を受けようとする土地の所在等」の欄に「別紙のとおり」と記載して、別紙を添付することができる。
- (注2) (注1)に規定する別紙の様式は、次のとおりとし、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。当該別紙の記載に当たっては、譲渡人が複数である場合は当該譲渡人の順に名寄せして行うほか、(ア)から(キ)までの規定に従うこと。

(別紙) 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	土地の所在	地番	地 目		面積	耕作者氏名
			登記簿	現 況		
	市				㎡	
	町					
	市					
	町					
	市					
	町					
計		㎡ (田	㎡	畑	㎡	採草放牧地 ㎡)

エ 転用計画に関する部分

3 転用 事業 計画	(1) 転用目的	農家住宅 非農家の自己住宅 その他 (ア)				(2) 転用の申請 をする理由	(イ)			
	(3) 転用目的 に係る事業又は施設 の概要	建築物、工作物、 施設等の名称	平屋・2階建 等の別	棟数	1棟の建築面積又は 各工作物、施設 等の面積	建築物の建築面積 の合計	(5) 事業又は施設 の利用期間	永 久	(カ) 一 時 (年 月 日まで 年間)	
		(ウ)			(エ)	m ² 工作物、施設等の 面積の合計 (露天施設の面積 を除く。)	(6) 転用時期 (キ)	工事着工時期	年 月 日	
							工事完了時期	年 月 日		
							(7) 土地造成の方法及び盛土する 土地の種類等	別紙被害防除計画書のとお (ク)		
							(8) 資金調達 計画 (ケ)	土地代 造成費 建築費 計	万円 万円 万円 万円	自己資金 借入金 計
	(4) 併せて利用 する土地	山林・宅地・雑種地等の面積 (オ)				m ²				

(ア) 農家住宅用地又は非農家の自己住宅用地の場合にあつては該当するものに○印を付け、その他の場合にあつては資材置場用地、分譲住宅用地、特定建築条件付売買予定地、宅地分譲用地、進入路用地、店舗用地等具体的な用途を記載すること。

(注1) 「農家住宅」とは、10アール以上の農地について耕作の業務を営む者又は自らの生産する農産物の販売により年15万円以上の収入がある者の自己住宅をいう。

(注2) いわゆる分家住宅については、事前又は同時に農地の分与がなされている場合は、たとえ兼業農家であっても(注1)に規定する要件に該当するときは「農家住宅」となり、それ以外のときは「非農家の自己住宅」となる。

(注3) 「特定建築条件付売買予定地」とは、建築条件付売買予定地であつて、所定の要件を全て満たすことが確実と認められて許可されたものをいい、「建築条件付売買予定地」とは、自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己又は自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地をいう。以下同じ。

(イ) 申請地を転用しなければならない理由を具体的に記載すること。

a 植林用地に転用する場合

例えば、「申請地は、三方を山林に囲まれ耕作条件が悪い上に、労力不足もあつて生産性が上がらないため、桧を植林したい。」など、植林の必要性を具体的に記載すること。

b 個人住宅用地に転用する場合

例えば、「現在、農家の世帯員として親と同居しているが、子どもも成長し手狭となっているので、分家住宅を建設したい。」など、現在の住居の状況と併せて住宅を必要とする理由を具体的に記載すること。

c 既存施設を拡張して住宅、車庫、駐車場等の用地に転用する場合

既設敷地内には所要面積を確保できない状況にあることを具体的に記載すること。

(ウ) 住宅、工場等の建築物の種別又は農業用ポンプ装置等工作物の種別を記載すること。

露天施設（駐車場、資材置場、道路など建築物等の設置を伴わない施設をいう。以下同じ。）用地に転用する場合にあってはその名称を、植林用地に転用する場合にあっては植林する樹木の種類及び本数を、それぞれ記載すること。

(エ) 転用事業に係る建築物等の建築面積を記載すること。同一タイプの建築物等を複数棟建設する場合にあってはその1棟当たりの建築面積を、露天施設用地に転用する場合にあっては当該露天施設に供する面積を、それぞれ記載すること。

(注) この欄は、「建築面積」の記載を求めているものであって、「床面積」ではないので十分注意すること。

(オ) 転用目的を達成する上で申請地と併せて利用する土地がある場合は、その面積を記載すること。

この場合における面積は、登記簿の地積によるものとする。ただし、併せて利用する土地が一筆のうちの一部であるときは、原則として、実測によるものとする。

(カ) 永久転用又は一時転用のいずれか該当するものに○印を付け、一時転用の場合にあっては、必ず農地復元の完了予定日を記載すること。

(キ) 工事完了時期とは、申請地を申請に係る転用目的に供する時期をいう。

転用事業に係る工事は、原則として、許可後概ね1年以内に完了させて、申請地を申請に係る転用目的に供すること。

(ク) 転用事業に係る土地の造成方法について、申請書の別紙として被害防除計画書（様式第3号）を作成し、申請書と併せて提出すること。

被害防除計画書（様式第3号）の①の(1)（土地の造成計画）の欄には、盛土○m、切土○m、側壁の種別（コンクリート、石積、法面芝付など）等を記載し、盛土をする場合にあっては、併せて、その盛土のために使用する花崗土、建設残土（県内発生土に限る。）等の種別を具体的に記載すること。

(ケ) 資金調達計画は、申請に係る転用目的の実現の確実性を審査する上で特に重要な事項であることから、必ず正確に記載すること。

特定建築条件付売買予定地を転用目的とする許可を受けようとする場合にあっては、販売しようとする土地の全区画において自ら標準的な住宅を建設するために要する費用について記載すること。

⑤のタの(ニ)に規定する営農型発電を目的とする一時転用の許可を受けようとする場合にあっては、転用事業の実施に要する費用に営農型発電設備（支柱、パワーコンディショナ等の付属機器その他当該営農型発電設備を稼働させるために必要な施設として、やむを得ず農地を一時転用して自ら設置する電柱、電線路等を含む。）の撤去に要する費用を加えたものについて記載すること。

オ 申請に係る権利に関する部分

4 権利を移転し、又は設定しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間
		設定 移転 (ア)	(イ)	(ウ)

- (ア) いずれか該当するものに○印を付けること。
- (イ) 「許可有り次第」等と記載すること。
- (ウ) 所有権の移転の場合は、「永久年間」と記載すること。

カ 転用に伴う給付の種類等に関する部分

5 申請者がその農地の転用に伴い支払うべき給付の種類内容及び相手方	
-----------------------------------	--

転用事業の実施に伴い、申請地の所有者又は耕作者に対して離作補償、毛上補償、代地補償等を行う場合は、その具体的な内容を記載すること。売買代金、賃借料の支払い以外に特に離作補償等を行わない場合は、「該当なし」と記載すること。

キ 被害防除措置等に関する部分

6 転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要	別紙被害防除計画書のとおり (ア)	7 その他参考となる事項	(イ)
8 申請書に添付する書類 (添付している番号に○印)	1 申請地の登記事項証明書 2 併せて利用する土地の土地登記事項証明書 3 公図の写し 4 事業計画書 5 土地利用計画図 6 建物平面図	7 防災計画平面図及び断面図 8 法人関係書類 9 小作地関係書類 10 資金証明書 11 他法令許認可等関係書類 12 土地改良区意見書	13 取排水同意書 14 申請地の位置及び附近の見取図 15 土地賃借契約書等の写し 16 その他参考となる書類

(ア) 転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要については、申請書の別紙として被害防除計画書（様式第3号）を作成し、申請書と併せて提出すること。

当該事項は、法令に定める許可申請書の記載事項のうちの1つであることから、被害防除計画書（様式第3号）は、必ず提出しなければならない。法第4条の許可の申請をする場合にあっては、同様とする。

(イ) 例えば、申請に係る転用事業を実施するに当たり、農地転用の許可のほか他法令の許認可等を要する場合は、当該許認可等の名称及びその処理の状況（申請中、許認可済み等）を記載するなど、審査をするに当たって参考となる事項を記載すること。

(例) 開発許可○月○日申請、農振除外申出○月○日提出、用途廃止○月○日申請など
また、特定建築条件付売買予定地を転用目的とする許可を受けようとする場合にあっては、「別紙建築条件付売買予定地に係る申出書のとおり」と記載し、申請書の別紙として建築条件付売買予定地に係る申出書（様式第4号）を作成し、申請書と併せて提出すること。

⑤ 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、転用が完了しないままの農地転用許可地を含んで事業計画区域を拡張しようとする場合は、ウ、エ、オ、キ及びコについては、全体の事業計画が把握できるものであること。

ア 申請地の位置及び附近の見取図	転用計画地（申請地及び申請地以外の併せて利用する土地がある場合の当該土地をいう。以下同じ。）の位置及び附近の状況を表示する図面（方位及び縮尺区分（区分適宜）を表示したもので、転用計画地を中心におおむね半径500メートル圏内の土地利用の状況を確認し得るものであること。）
イ 土地の登記事項証明書	転用計画地全ての土地の登記事項証明書（原則として、申請の日前3か月以内に発行された全部事項証明書又は登記情報提供サービス（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第2項に規定する指定法人が運営する、登記情報の確認を行うことができるインターネットサービスをいう。以下同じ。）から申請の日前3か月以内に取得した登記情報を紙面に出力したもの（農業委員会が登記情報提供サービスを通じて当該情報の確認を行うために必要な照会番号が記載されたものに限る。以下同じ。）に限る。以下同じ。）
ウ 公図の写し	転用計画地及びその隣接地（農道又は水路が介在する場合を含む。）を表示した登記所備付けの公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）の写し（方位、縮尺区分、転写者の氏名及び転写年月日を明記したものであって、転用計画地及びその隣接地の地番、地目、地積及び所有者の氏名並びに転用計画地に隣接する道水路の幅員を表示したものに、申請地は赤色に、併せて利用する土地は黄色に、道路は茶色に、水路は青色に、それぞれ色分けをしたものであること。）
エ 事業計画書	様式第5号による事業計画書又はこれに準ずる書面（転用事業者の概要、転用事業の内容及び資金計画、転用の理由及び必要性、転用計画地の規模の妥当性、代替性の検討及び選定理由、周辺農地等への影響及び関係者との調整状況、関係する他法令による許認可等の見込みその他転用事業計画の詳細を記載したものであること。） ただし、転用目的が自己又は親族の住宅である場合は、事業計画書に代えて、様式第8号による自己住宅等利用計画書又はこれに準ずる書面（土地の利用計画、資金計画、現在の住宅の状況及び処分又は利用の予定、住宅を必要とする理由、転用計画地の代替性の検討及び選定理由、周辺農地等への影響及び関係者との調整状況、関係する他法令による許認可等の見込みその他自己住宅等の利用計画の詳細を記載したものであること。）とする。
オ 土地利用計画図	転用計画地の平面図（地番及び筆界を表示したものであること。）に、建設しようとする建物（特定建築条件付売買予定地を転用目的とする許可を受けようとする場合にあっては、販売しようとする土地の全区画において転用事業者が自ら建設するとした場合の標準的な住宅）、工作物その他の施設の種類、配置、規模等を表示した土地利用計画図（方位、縮尺区分（区分適宜）、公道からの進入路、接面道路（国道、県道等道路の種別を表示したものであること。）、転用

	計画地の境界から建設しようとする施設までの距離及び給排水施設、擁壁その他の防災施設を併せて表示したものであること。） ただし、転用目的が、資材等の置場である場合は資材等の種類、規格及び数量を、駐車場である場合は駐車区画及び車両の種類を、併せて表示したものであること。
カ 建物平面図	転用計画地に建築する建物がある場合は、その各階の平面図（縮尺区分（区分適宜）を表示したものであること。）
キ 防災計画平面図及び断面図	転用に伴い土地造成を計画している場合は、その内容及び給排水施設、擁壁その他の防災施設を表示した防災計画平面図及び断面図（いずれも切土又は盛土の形状、防災施設の構造及び設置位置、境界等を表示したものであること。）
ク 法人関係書類	転用事業者が法人である場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書（原則として、申請の日前3か月以内に発行された全部事項証明書（閉鎖事項証明書を除く。）又は登記情報提供サービスから申請の日前3か月以内に取得した登記情報（閉鎖事項証明書に係るものを除く。）を紙面に出力したものをいう。以下同じ。） ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体である自治会のときは、法人の登記事項証明書に代えて、認可地縁団体証明書とし、当該転用事業の実施について意思決定機関の議決等を要するときは、当該議決等がなされたことを証する書面を併せて添付するものとする。
ケ 賃借権等の解約書等の写し	申請地に賃借権等が設定されている場合は、法第18条の規定に基づく賃貸借の解約等がなされたことその他の当該賃借権等が消滅したことを証する書面の写し ただし、一時転用をする場合であって、転用期間（タの（ト）のbに規定する転用期間をいう。）中及び農地の復元後も当該賃借権等を消滅させないときは、賃借権等の解約書等の写しに代えて、当該転用事業の実施についての賃借人の同意書とする。
コ 資金証明書	転用事業の実施に要する資金（特定建築条件付売買予定地を転用目的とする許可を受けようとする場合にあっては販売しようとする土地の全区画において自ら標準的な住宅を建設するために要する資金を、タの（ニ）に規定する営農型発電を目的とする一時転用の許可を受けようとする場合にあっては転用事業の実施に要する費用に営農型発電設備（支柱、パワーコンディショナ等の付属機器その他当該営農型発電設備を稼働させるために必要な施設として、やむを得ず農地を一時転用して自ら設置する電柱、電線路等を含む。）の撤去に要する費用を加えた額に相当する資金をいう。以下「所要資金」という。）を調達していることを確認することができる書面として、次の（ア）から（ウ）までに掲げる調達方法の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める書面 ただし、転用事業者が地方公共団体その他これに準ずる公共的団体である場合は、（ア）から（ウ）までの規定にかかわらず、当該転用事業について予算措置がなされていることを証する書面（当該地方公共団体の議会の議決等を経ていることが確認できるものであること。）とする。

	(ア) 自己資金 次の a 又は b の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める書面 a 所要資金の合計額が1,500万円以上の場合 転用事業者を名義人とする預貯金口座の残高証明書（金融機関等が申請の日前3か月以内に発行したものであること。以下同じ。） b 所要資金の合計額が1,500万円未満の場合 転用事業者を名義人とする預貯金口座の残高証明書又は通帳の写し（取引の有無にかかわらず申請の日前1か月以内に記帳をした通帳の写しであって、原本と相違ないことを確認したものであること。以下同じ。） (イ) 借入金 次の a から c までの区分に応じ、それぞれ a から c までに定める書面 a 金融機関等から借り入れる場合 当該金融機関等が発行する融資見込証明書 b 金融機関等以外の者から借り入れる場合であって、所要資金の合計額が1,500万円以上のとき 貸付者を名義人とする預貯金口座の残高証明書及び当該貸付者が転用事業者に資金を貸し付ける意思があることを証する書面 c 金融機関等以外の者から借り入れる場合であって、所要資金の合計額が1,500万円未満のとき 貸付者を名義人とする預貯金口座の残高証明書又は通帳の写し及び当該貸付者が転用事業者に資金を貸し付ける意思があることを証する書面 (ウ) 国、県等から交付される補助金等 補助金等の交付を受ける見込みがあること及びその額を証する書面の写し
サ 他法令の許認可等に関する書類	転用事業の実施について他の法令に基づく許可、認可、承認、免許、届出その他これらに類するものを必要とする場合は、当該事務を所管する機関に提出した申請書等の一部若しくは全部の写し（当該機関が受け付けたことを確認することができるものであること。）又は当該許認可等を証する書面の写し
シ 土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の地区内にある場合は、農地転用等の通知及び意見書交付願（土地改良区意見書）（様式第9号） ただし、意見を求めた日から30日を経過しても当該土地改良区から意見を得られないときは、その事由を記載した書面
ス 取排水同意書	転用事業に関連する取水又は排水について水利権者、漁業権者その他の関係権利者の同意を要する場合は、当該転用事業の実施についての関係権利者の同意書
セ 土地貸借契約書等の写し	申請地を貸借して一時転用をする場合は、土地貸借契約書等（申請地の原状回復の時期、方法、施行者及びこれに要する費用の負担に関する事項が記載されたものであること。）の写し ただし、これらの原状回復に関する事項が事業計画書その他の添付書類に記載されているときは、土地貸借契約書等の写しの添付を省略することができる。
ソ 隣接農地関係者の同意書	隣接農地関係者（申請地に隣接（農道及び水路が介在する場合を含む。）する農地の耕作者をいう。以下同じ。）が転用事業の実施に同意していることを証する農地転用に伴う隣接農地関係者同意書（様式第10号）の一律の添付は、求めないものとする。

	次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合には、行政指導により、申請書の別紙である被害防除計画書（様式第3号）を補足するものとして、その添付を求めることができるものとする。 ただし、隣接農地関係者の同意が得られないときは、その者の農地転用に伴う隣接農地関係者同意書（様式第10号）に代えて、転用事業者が被害防除計画書（様式第3号）の内容を履行し、被害が発生したときは転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書（様式第11号）とする。 (ア) 申請地が、第1種農地（法第4条第6項第1号ロ及び第5条第2項第1号ロに規定する農地等をいう。）であるとき。 (イ) 転用目的が産業廃棄物処理施設であるとき。 (ウ) 転用面積が2,000平方メートル以上のものであるとき。 (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、転用事業の実施が申請地の周辺農地に著しい影響を及ぼすおそれがあると農業委員会が知事と協議して認めたとき。 (注) 行政指導に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に従うこと。
タ その他参考となる書類 主なものは、次のとおり。	
(ア) 単独申請の場合	次のaからfまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれaからfまでに定める書面 a 強制競売、担保権の実行としての競売又は公売 競売又は公売の競落人であることを証する書面 b 遺贈 遺言者の相続人又は遺言執行者であることを証する書面 c 判決の確定 判決書の謄本及び当該判決が確定していることを証する書面 d 裁判上の和解又は請求の認諾 和解調書又は認諾調書の謄本 e 民事調停法による調停の成立 調停調書の謄本 f 家事事件手続法による審判の確定又は調停の成立 審判書の謄本及び当該審判が確定していることを証する書面又は調停調書の謄本
(イ) 代理申請の場合	次のa又はbに掲げる区分に応じ、それぞれa又はbに定める書面 a 任意代理 申請者の委任状及び転用事業者が申請書の内容を了解した上でその内容に従って申請に係る事業を行う旨の確約書 b 法定代理 申請者の戸籍謄本その他の代理申請者が申請者の法定代理人であることを証する書面 (注) 任意代理の場合であって、審査の過程で事業計画等の申請内容に変更が生じたときは、改めてaに定める確約書を提出すること。
(ウ) 不在者の財産管理人が不在者に代わって申請する場合	民法（明治29年法律第89号）第25条第1項の規定による不在者の財産管理人の選任及び同法第28条の規定によるその者の権限外行為の許可に係る審判書の謄本及び当該審判が確定していることを証する書面

(エ) 自治会等の権利能力なき社団の代表者が申請する場合	転用事業の実施について団体の意思決定がなされたこと及び申請者を当該団体の代表者に選任したことを証する議事録等の写し
(オ) 申請地について相続による所有権移転の登記をしていない場合	相続関係説明図、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍謄本、法定相続人の戸籍抄本又は住民票の抄本その他の相続により譲渡人又は貸人が申請地の所有権を承継したことを証する書面 ただし、次の a から c までに掲げる事由に該当するときは、それぞれ a から c までに定める書面を併せて添付するものとする。 a 遺産の分割について、相続人による協議が調い、又は家庭裁判所による調停が成立し、若しくは審判が確定しているとき 遺産分割協議書の写し及び相続人全員の印鑑証明書又は調停調書の謄本若しくは審判書の謄本及び当該審判が確定していることを証する書面 b 相続人のうちに特別受益者がいるとき 特別受益証明書及び特別受益者の印鑑証明書 c 相続人のうちに相続の放棄をした者がいるとき 家庭裁判所が相続放棄申述書を受理したことを証する書面
(カ) 申請地が共有地の場合	共有者の一部の者が転用するとき又は一部の共有持分のみを取得して転用するときは、当該転用事業の実施についての申請者以外の共有者全員の同意書
(キ) 一筆の農地等の一部を一時転用する場合	申請地の位置等を特定することができる実測図
(ク) 申請者の住所等が土地の登記事項証明書等の記載と異なる場合	住民票抄本、戸籍附票抄本その他の申請者の現在の住所等及びそれに至るまでの経過を証する書面
(ケ) 併せて利用する土地（公道に至る進入路を含む。）がある場合	土地貸借契約書の写し、通行承諾書その他の併せて利用する土地を利用することができる見込みがあることを証する書面 ただし、法第5条の許可の申請をする場合であって、併せて利用する土地の所有者が申請者と同一であるときは、添付することを要しない。
(コ) 申請地に所有権に関する仮登記がある場合	仮登記の名義人が、当該仮登記を抹消する旨又は転用事業の実施に同意する旨を記載した書面及び仮登記の名義人の印鑑証明書
(サ) 申請地に地上権、地役権その他これに準ずる権利の登記がある場合	転用事業の実施についての申請地に設定されている権利の登記名義人の同意書
(シ) 転用目的が貸施設（貸駐車場を含む。）である場合	貸施設の利用申込書の写しその他の当該貸施設の効率的な利用の見込みがあることを証する書面及び借人の事業計画書。 ただし、次の a 又は b に掲げる事由に該当する場合は、そ

	れぞれ a 又は b に定める書面を併せて添付するものとする。 a 目的の貸施設が資材等の置場又は駐車場の場合 借人の施設等保有状況一覧表 (様式第12号) b 借人が法人である場合 定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
(ス) 転用目的が特定建築条件付売買予定地である場合	土地の売買契約後一定期間（おおむね3か月）内に、転用事業者又は当該転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、当該土地に建設する住宅の建築請負契約を締結することを約し、かつ、当該期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該売買契約を解除することが約されている土地の売買契約の一般的な契約書案であって、当該転用事業者が当該建築条件付売買予定地の売買契約に当たり、土地購入者との契約のために用いるもの
(セ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域内で宅地分譲を行う場合	分譲後一定期間（3年を原則とする。）内に住宅の建築を行わないときは、宅地の買戻しを行う等の条件を付した宅地分譲であることを証する書面
(ソ) 土地開発公社が、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、地方公共団体等から委託を受けて土地を造成するために農地を取得する場合	委託者との間に締結された業務委託契約書の写し（原本と相違ないことを確認したものであること。）及び委託者において当該転用事業に係る予算措置がなされていることを証する書面（当該予算措置について議会の議決等を経ていることが確認できるものであること。）
(タ) 土地改良事業の施行に伴う工事着工後、換地処分前に異種目換地事前指定地に代わるべき一時利用地又は創設換地予定地を転用する場合	「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について」（昭和49年7月12日付け49構改B第1241号農林省構造改善局長通知）の第三の2の(2)のア又はイに定める書面
(チ) やむを得ず無断転用をしている場合であって、追認許可を受けようとするとき	無断転用をするに至った経緯等を詳細に記載した始末書
(ツ) 転用目的が資材等の置場、駐車場又は分譲住宅等（分譲住宅、特定建築条件付売買予定地又は宅地分譲をいう。以下同じ。）である場合	資材等の置場又は駐車場の場合にあつては施設等保有状況一覧表 (様式第12号) 、分譲住宅等の場合にあつては分譲住宅等工事進捗状況一覧表 (様式第13号)

(テ) 転用目的が太陽光発電設備((二)に規定する営農型発電を含む。)である場合	次のa又はbに掲げる区分に応じ、それぞれa又はbに定める書面 a 転用計画地に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、経済産業大臣の認定を受けている場合 当該認定があることを証する書面 b a以外の場合 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者の電力系統への連系に係る契約が締結されていることを証する書面、売電事業者が同項第3号に規定する小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けていることを証する書面、発電事業者と売電事業者の電力受給契約書の写しその他の当該事業の実施の見込みを確認する上で必要な書面
(ト) 廃棄物最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定による設置の許可等を受けた廃棄物の最終処分場をいう。)、建設残土による農地造成、土砂採取場等を転用目的とする一時転用である場合	転用事業全体の工程表、切土又は盛土に関する土量計算書、転用計画地の現況写真及び転用事業者が事業計画どおりに工事を完了しなかった場合は農地の所有者又は耕作者が農地に復元する旨を記載した当該農地の所有者又は耕作者の農地復元に係る誓約書(様式第14号) ただし、次のaからcまでに掲げる事由に該当するときは、それぞれaからcまでに定める書面を併せて添付するものとする。 a 転用事業者が同種の事業を県内で実施したことがある場合(現に実施している場合を含む。)これらの事業に係る施設等(既に農地転用の許可を受けた土地を含む。)の保有状況を記載した施設等保有状況一覧表(様式第12号) b 転用事業が1万立方メートルを超える土砂等の搬出入を伴うものである場合 転用事業者の土砂等の取扱量の実績、当該転用事業により搬出入する土砂等の取扱量の見込みその他転用期間(農用地区域内農地にあつては許可の日後3年のうち、その他の農地にあつては許可の日後5年のうち、農地の復元が完了するまでの期間として設定した期間をいう。以下同じ。)内に農地に復元することができるかどうかを判断するために参考となる事項を記載した書面 (注) 「農用地区域」とは、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。 c 土地の形質変更を伴う区画整理により農地の復元後に農地の交換分合等が必要と認められる場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める書面 (a) 土地改良事業として行う区画整理による換地処分が予定されている場合 土地改良事業を実施する旨の確約書(当該土地改良事業の施行予定者を含めた権利者全員の署名及び押印のあるものであること。) (b) 分合筆による交換等が予定されている場合 分合筆による交換等を実施する旨の確約書(土地所有者全員の署名及び押印のあるものであること。)

(ナ) 一時転用の許可を受けたが、その転用期間内に農地に復元することができなかったため、改めて農地転用の許可を受けようとする場合	改めて設定した転用期間内に確実に農地に復元させる旨を記載した転用事業者の誓約書（様式第15号）
(ニ) 営農型発電（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを電気に変換する設備（以下「営農型発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ。）を目的とする一時転用の許可を受けようとする場合	次の a から g までに定める書面 a 営農型発電設備の設計図（支柱の高さ及び太さ、支柱を設置する間隔、支柱の基礎構造、太陽光発電設備等の形状、大きさ及び遮光率、太陽光発電設備等を設置する間隔及び角度その他営農型発電設備の構造の詳細を示した図面であること。） b 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書（様式第16号の1） （注）「営農型発電設備の下部の農地」とは、営農型発電設備の存する農地の区画全体をいう。以下同じ。 c 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み（様式第16号の2） d e 以外の場合にあっては、次の（a）から（c）までに定めるいずれかの書面 （a） b の書面の 2 の（5）の①のアに記載された営農型発電設備の下部の農地における単位面積当たりの収穫量の見込みの根拠とする統計調査等のデータを示した書面 （b） 営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書（様式第16号の3） （注）「営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者」とは、農業に関する試験研究機関や設備の製造業者などをいう。 この場合にあっては、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等を証するデータ等の資料を併せて添付すること。 （c） 申請に係る市町の区域内の農地（営農型発電設備の設置されているものに限る。）において当該申請に先行して栽培を開始した同一の農作物がある場合にあっては、当該営農型発電設備の下部の農地における農作物の栽培実績に係る書面 e 申請に係る市町において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、d の（b）に定める書類のほか、次の（a）又は（b）に定めるいずれかの書面 （a） 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町の区域内で試験的に実施した栽培の実績に係る書面 （b） 申請に係る市町で栽培されていない農作物又は生産に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書（様式第16号の4） この場合にあっては、当該作物の収量及び収穫までに要する期間についての調査研究データや統計データ等を併せて添付すること。

	f 営農型発電設備の撤去費用を負担することの誓約書(様式第16号の5) (注) 営農型発電設備には、支柱、パワーコンディショナ等の付属機器その他当該営農型発電設備を稼働させるために必要な施設として、やむを得ず農地を一時転用して自ら設置する電柱、電線路等を含む。 g 下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書(様式第16号の6)
(ヌ) 認定経営発展法人(農業経営基盤強化促進法第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人をいう。)から権利を取得しようとする場合	農業経営基盤強化促進法第16条の2第2項第5号イ及びロに掲げる事項として当該権利の設定又は移転について同条第1項又は同法第16条の3第1項の認定を受けている認定発展計画の写し

⑥ 農業委員会の処理

ア 受付・形式審査

農業委員会は、申請者から知事宛ての申請書の提出があったときは、遅滞なく当該申請書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、次の事項について形式審査を行い、申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めてこれを補正し、又は追完するよう求めるものとする。

なお、営農型発電を目的とした一時転用許可申請である場合で、営農型発電設備の設置者と下部の農地の営農者が異なるときは、当該申請と許可期間を同じくした、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利(以下「区分地上権等」という。)を設定するための法第3条第1項の許可申請を行うよう指導するものとする。

(ア) 申請者の署名又は記名が適正であること。

(イ) 単独申請の場合は、当該申請が③ただし書のア又はイに規定する場合に該当していること。

(ウ) ④に規定する申請書の記載上の留意事項に従って、申請書の記載がなされており、重大な誤り、記載漏れ等がないこと。この場合において、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備があるときは、職権により補正することができるものとする。

(エ) ⑤の規定に従って、当該申請に必要な書類が添付されていること。

イ 内容審査

(ア) 農業委員会は、農地転用許可に係る審査基準(平成21年12月11日付け21農政第41797号香川県農政水産部長通知で制定)に基づき、申請書の内容について審査を行うものとする。

(イ) 農業委員会は、申請地の現況確認を行った上で、なお知事への進達意見決定に必要な事項について調査の必要があると認めたときは、現地調査を行い、申請者に説明を求めるものとする。

(ウ) 農業委員会は、(ア)又は(イ)の過程においてなお申請書に不備があると認めたとき

は、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めてこれを補正し、又は追完するよう求めるものとする。

ウ 意見決定・進達

(ア) 農業委員会は、ア及びイに規定する審査の結果に基づき、申請に対する処分（許可若しくは不許可又は却下をいう。）に係る意見を決定し、農地法第4条又は第5条の規定による許可申請に係る意見書（様式第17号）を作成の上、当該申請書と併せて、当該申請書の受理後3週間以内に知事に進達しなければならない。なお、土地又は法人の登記事項証明書として、登記情報提供サービスから取得した登記情報を紙面に出力したものが添付されている場合は、記載された照会番号を使用して閲覧した情報と当該書類の記載内容が相違ないことを確認し、その旨を記載した農業委員会の証明を付した上で進達するものとする。

(イ) 転用面積（営農型発電を目的とした一時転用の許可を受けようとする申請の場合にあっては、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積を合計したものをいう。）が30アールを超える場合、農業委員会は、ネットワーク機構の意見を聴いた上で意見書を進達しなければならない。また、転用面積が30アールを超えない場合でも、農業委員会が必要と認める場合、ネットワーク機構の意見を聴くことができる。

(ウ) 農業委員会は、(ア)の規定により進達した農地法第4条又は第5条の規定による許可申請に係る意見書（様式第17号）の写しを保管するものとする。

(エ) 農業委員会は、(ア)の規定による進達をするときは、農地転用申請一覧（様式第18号）を作成の上、電子メールにより農業経営課に送付する。

(オ) 意見決定及び進達については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a 無断転用に係る申請の場合は、無断転用事案に係る意見書（様式第19号）を作成し、当該申請書に添付すること。
- b 意見決定に当たり、農業用排水施設、農道及びため池に係る措置、その他の被害防除措置、隣接農地関係者との調整等に関し特に問題として質疑され、又は議論された事項があるときは、農地法第4条又は第5条の規定による許可申請に係る意見書（様式第17号）の該当欄にその要旨を記載するとともに、当該質疑又は議論の概要を記載した議事録の写しを添付すること。
- c 申請に係る農地が地域計画の区域内の農用地である場合にあっては、市町地域計画担当部局に対し、当該転用事業の実施が地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないか否かについて確認し、意見書（様式第17号）の該当欄に確認結果を記載するとともに、上記のおそれがない場合にあっては、その理由を併せて記載すること。
- d 一時転用の許可に係る申請地が、農用地区域内にあるときは、市町農業振興地域制度担当部局に対し、当該転用事業の実施が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすか否かについての市町長の知事宛ての意見書（任意様式）の提出を求めて、これを当該申請書に添付すること。
- e 農業委員会が申請書を送付すべき期間について、申請書の提出があった日の翌日から起算して40日（(イ)の規定により、ネットワーク機構の意見を聴く場合は80日）とされている（ただし、農業委員会が当該申請書に許可をすることが相当であるとする内容の意見を付そうとする場合においてネットワーク機構が当該許可をしないこと

が相当であるとする内容の意見を述べたときその他の特段の事情がある場合は、この限りでない) ので、速やかに事務処理を行うこと。(則第32条)

(カ) 都市計画法による開発許可制度との調整については、特に、次に掲げる事項に留意するものとする。

a 農業委員会は、都市計画法による開発許可の要否を確認するとともに、開発許可を要するにもかかわらず、その申請手続が未了の者に対しては、開発許可申請の手続をとるよう指導すること。

b 都市計画法による開発許可の見込みがない転用事業に係る申請書が提出されたときは、申請者に理由を十分に説明して、当該申請の取下げを指導すること。

(キ) 農業委員会は、知事に進達した申請について⑦のイの(エ)又は(オ)の規定により知事の許可書等の送付を受けたときは、これを申請者に交付するとともに、農地転用申請一覧(様式第18号)に処理結果等を記載し、保存するものとする。

⑦ 知事の処理

ア 受付・審査

(ア) 知事は、農業委員会から申請書の進達があったときは、遅滞なく、当該申請書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、審査を開始するものとする。

(イ) 知事は、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請があるときは、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正若しくは追完を求め、又は当該申請を却下しなければならない。

(ウ) 知事は、農地転用許可に係る審査基準に基づき、申請の内容について審査を行うものとする。この場合において、都市計画法による開発許可その他の関係法令による許認可等との調整については、同時に、審査し、かつ、許認可等に係る処理を行うことを基本とするものとする。

(エ) 知事は、審査を行う上で必要があると認めたときは、現地調査を行うとともに、申請者に対し、申請の内容について説明を求めるものとする。

イ 処分の決定・許可書等の交付

(ア) 知事は、同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地の転用をする場合又は転用のために当該農地に係る権利を取得する場合に係る許可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。(法附則第2項)

なお、営農型発電を目的とした一時転用の許可を受けようとする申請の場合であって、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積を合計したものが4ヘクタールを超えるときは、あらかじめ、中国四国農政局長に対し、当該協議に準じた意見照会を行うものとする。

(注) 「同一の事業の目的に供する」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとすることをいう。

(イ) 知事は、(ア)の規定による協議をしようとするときは、協議をしようとする申請に係る転用事業の内容及び当該申請書の記載事項等について検討した上で、様式第20号による農地法附則第2項に基づく協議に係る事案の概要書を作成し、これに必要な書類(土地利用計画図、事業計画書及び周辺の土地利用状況が把握できる地図等)を添付して、農業委員会からの意見書受理後10日以内に、中国四国農政局長に提出しなければな

らない。

(ウ) 知事は、中国四国農政局長から協議の回答を受けたときは、速やかに、当該協議に係る申請について許可又は不許可を決定するものとする。

(エ) 知事は、申請の許可若しくは不許可又は却下を決定したときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める許可書等を農業委員会を経由して申請者に交付する。

a 第4条の許可の申請

(a) 許可するとき（転用目的が特定建築条件付売買予定地である場合を除く。） 農地法第4条第1項の規定による許可書（様式第21号）

(b) 許可するとき（転用目的が特定建築条件付売買予定地である場合） 農地法第4条第1項の規定による許可書（特定建築条件付売買予定地）（様式第22号）

(c) 許可しないとき 不許可通知書（様式第23号）

(d) 却下するとき 却下通知書（様式第24号）

b 第5条の許可の申請

(a) 許可するとき（転用目的が特定建築条件付売買予定地である場合を除く。） 農地法第5条第1項の規定による許可書（様式第25号）

(b) 許可するとき（転用目的が特定建築条件付売買予定地である場合） 農地法第5条第1項の規定による許可書（特定建築条件付売買予定地）（様式第26号）

(c) 許可しないとき 不許可通知書（様式第27号）

(d) 却下するとき 却下通知書（様式第28号）

(オ) 知事は、申請の内容が一時転用であるものについて許可を決定したときは、(エ)の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める許可書を農業委員会を経由して申請者に交付する。

なお、転用目的が営農型発電の場合で、営農型発電設備の設置者と下部の農地の営農者が異なるときは、区分地上権等の設定に係る法第3条第1項の許可と同日で許可を行うこととする。

a 第4条の許可の場合（営農型発電を目的とする場合を除く。） 農地法第4条第1項の規定による許可書（一時転用）（様式第29号）

b 営農型発電を目的とする第4条の許可の場合 農地法第4条第1項の規定による許可書（営農型発電を目的とする一時転用）（様式第30号）

c 第5条の許可の場合（営農型発電を目的とする場合を除く。） 農地法第5条第1項の規定による許可書（一時転用）（様式第31号）

d 営農型発電を目的とする第5条の許可の場合 農地法第5条第1項の規定による許可書（営農型発電を目的とする一時転用）（様式第32号）

(カ) (エ)のbの(c)又は(d)の規定により不許可又は却下の通知をするときは、③ただし書の規定により単独で申請のあった場合を除き、その通知書を申請者の双方に交付する。

(キ) (エ)又は(オ)の規定により交付する許可書等には、次の区分に応じ、それぞれ次に定める教示事項を記載しなければならない。

a 4ヘクタール以下の場合

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副2通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできません。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

b a以外の場合

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、香川県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、中国四国農政局長（岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎）に提出してください。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副2通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできません。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

⑧ 事前相談

ア 事前相談の指導

知事及び農業委員会は、法第5条の許可を受けるべき農地等の権利の設定又は移転のうち、その農地の面積（営農型発電を目的とした一時転用の許可を受けようとする申請の場

合にあっては、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積を合計したものをいう。)が4ヘクタールを超えるものについては、事業計画者に対し、転用目的及び転用候補地の選定につき事前相談の申込みを行うよう指導するものとし、その取扱いについては、イからエまでに定めるところによるものとする。

イ 事前相談の時期及び方法

事前相談は、農地等の権利者と用地取得の交渉に入る前に、事業計画者から直接知事に対して行わせるものとする。

ウ 事前相談の処理

(ア) 知事は、事前相談を受けたときは、必要に応じ、事業計画者に対し計画の概要を把握することができる図面等の資料の提出を求めることができるものとする。

(イ) 知事は、事前相談を受けたときは、必要に応じ、関係農業委員会の意見を聴取するものとする。

(ウ) 知事は、事前相談に係る転用候補地について、農地転用許可に係る審査基準に定める農地の区分等の判断に疑義が生じたときには、適宜、中国四国農政局長と協議するものとする。

(エ) 知事は、事前相談に係る転用目的及び転用候補地の選定が農地転用許可に係る審査基準からみて不相当と認められるときは、当該計画の取り止め等を指導するものとする。

(オ) 知事は、事業計画者に対し、法第5条の許可に係る申請を行う際の留意事項その他の必要な情報の提供を積極的に行うものとする。

エ その他

知事は、事業計画者の立場を考慮し、特に申出のある事項については、秘密として取り扱うなど適切に配慮するものとする。

(2) 法第4条第8項及び第5条第4項の協議

① 協議の手続

ア 法第4条第8項又は第5条第4項の協議をしようとする国又は県の転用担当部局は、③に規定する協議に関する事前調整を行った上で、農地法第4条第8項の規定による協議書(様式第33号)又は農地法第5条第4項の規定による協議書(様式第34号)を知事に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合にも同様とする。

イ 協議書には、(1)の⑤(クを除く。)に規定する書類を添付する。

② 知事の処理

ア 知事は、協議書の提出があったときは、その内容を検討し、必要がある場合には実地調査を行った上で、協議の成立又は不成立を決定する。この場合において、必要があるときは、知事は、関係農業委員会の意見を聴くものとする。

イ 知事は、協議の成立又は不成立を決定したときは、その旨を記載した通知書を国又は県の担当部局に送付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合において、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

ウ 知事は、法第4条第8項又は第5条第4項の規定により協議を成立させようとする事案

については、あらかじめ、農業委員会の意見を聴くものとする。

③ 協議に関する事前調整

ア 知事は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可の対象となる施設を設置しようとする国又は都道府県の転用事業担当部局に対し、農地転用に当たり当該許可が必要であること及び当該許可に代えて協議を行うことができることを周知するとともに、協議の適正かつ円滑な実施を図るためには、転用候補地の選定前に許可権者との間で事前調整を行うことが重要であることを常に周知徹底する。

イ 知事は、転用候補地の選定前の段階で国又は都道府県の転用事業担当部局から速やかに事業計画を入手するよう努めるものとする。

ウ 国又は都道府県の転用事業担当部局は、知事に**様式第35号**による法定協議事前調整申出書を提出する。この場合において、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、当該転用事業担当部局は、それぞれの転用候補地について**様式第35号**による法定協議事前調整申出書を作成して提出するものとする。

エ 知事は、事前調整において必要があるときは、関係農業委員会に意見を聴くものとする。

オ 事前調整に当たっての留意事項

(ア) 知事は、農地転用許可に係る審査基準に基づき、事業計画の適否について判断することとし、特に、次に掲げる事項について検討するよう留意する。

a 農地の集団性及び連たん性への影響

公共転用によって損なわれるおそれのある農地の集団性及び連たん性に関する評価を行う。

b 周辺の農地の確保への影響

公共転用が周辺の農地における農地転用を誘発する懸念に関する評価を行う。この場合においては、周辺にある既存の公共施設又は公益的施設の種類、立地状況、宅地化の状況等から、農地転用の拡大可能性を予測することが必要である。

c 周辺の農地に係る営農条件への影響

公共転用が周辺の農地に係る営農条件に及ぼす支障に関する評価を行う。

d 担い手農業者の経営への影響

公共転用が地域の担い手農業者の経営の維持又は発展に及ぼす悪影響に関する評価を行う。

e 地域の環境への影響

公共転用が現在又は将来における地域の街づくり、環境等に及ぼす悪影響に関する評価を行う。

(イ) 知事は、事業計画の適否について検討した結果、転用候補地の立地等が不相当と判断した場合には、国又は都道府県の転用事業担当部局に対し、速やかに事業計画を中止するよう勧告する。

カ 知事の処理

(ア) 知事は、**様式第35号**による法定協議事前調整申出書の提出があったときは、農地転用許可に係る審査基準に基づき、事業計画の適否について判断し、その結果を書面により回答するとともに、その旨を関係農業委員会に連絡する。

(イ) 知事は、転用候補地の選定が適当である旨の回答をしようとするときは、当該回答

に、協議の際に留意すべき事項及び当該事項が充足されない場合には協議が不成立になる可能性がある旨を併せて記載する。

(ウ) 知事は、法第4条第8項又は第5条第4項の協議に関する事前調整が、優良農地の確保等の観点から、転用候補地の選定が適正に行われたことの確認を目的とするものであることに鑑み、当該事前調整においては、転用目的及び転用候補地の選定の適否の検討にとどめつつ、事務の迅速な処理を行うよう努める。

(3) 転用目的の競売買受適格証明

① 転用する目的で農地等（原則として、農用地区域内にあるものを除く。）の競売に参加しようとする者は、次に掲げる書類を添付した競売買受適格証明願（様式第36号）を農業委員会を経由して知事に提出し、競売買受適格証明書の交付を受けなければならない。

ア 競売事件の公告の原本又は写し

イ 申請者が個人の場合にあっては住民票の抄本、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書

ウ 競売に係る土地の登記事項証明書

エ その他法第5条の許可の申請に必要な添付書類として(1)の⑤に規定する書類

② 農業委員会は、競売買受適格証明願（様式第36号）の提出があったときは、法第5条の許可の申請を処理する場合に準じて買受適格の有無を審査して意見を決定し、転用面積（営農型発電を目的とした一時転用の許可を受けようとする申請の場合にあっては、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積を合計したものをいう。）が30アールを超える場合、ネットワーク機構の意見を聴いた上で、農地法第4条又は第5条の規定による許可申請に係る意見書（様式第17号）に準じて作成した意見書を添えて、速やかに知事へ進達するものとする。なお、転用面積が30アールを超えない場合でも、農業委員会が必要と認める場合、ネットワーク機構の意見を聴くことができる。

③ 農業委員会は、適格相当の意見を付して知事に進達するための議決をする場合は、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該競売買受適格証明書の交付を受けた者が競落人となり、法第5条の許可の申請を行った場合には、農業委員会会長が当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当の意見を付して知事に進達してもよい旨の議決をしておくものとする。

④ 入札期間の開始の日までに農業委員会（農地部会）が開催されない場合は、農業委員会会長の了承を得て事前に処理し、事後に開催される農業委員会（農地部会）において承認を受けるものとする。この場合において、知事に進達するときは、意見書にその旨を記載するものとする。

⑤ 知事は、競売買受適格証明願の進達を受けた場合は、法第5条の許可の申請を処理する場合に準じて買受適格の有無を審査し、適格相当であると判断したときは、競売買受適格証明書を交付するものとする。

⑥ 競売買受適格証明願の処理に当たり留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 競売買受適格証明書の交付

(ア) 競売買受適格証明書には、当該競売事件の入札期間又は売却実施期間に限りその効力を有する旨の条件を付すものとする。

(イ) 売却方法が特別売却の場合であって、複数の者から競売買受適格証明願（様式第36号）の提出があり、かつ、複数の者に競売買受適格証明書を交付できる見込みがあるときは、交付の日時を指定するなどの方法により、可能な限り同時に交付するよう努めるものとする。ただし、競売買受適格証明願のあった順に競売買受適格証明書を交付することができる場合は、この限りでない。

イ 開発許可制度との調整

都市計画法による開発許可の要否を確認し、開発許可を要する場合にあっては、開発許可の見込みを考慮して買受適格の有無を審査すること。

ウ 競売買受適格証明と教示との関係

買受適格の審査の結果、適格不相当として証明できない旨の通知をする行為及び競売買受適格証明願を却下する行為は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟の対象となる処分ではないため、これらの行為に係る通知をする場合は、これらの法律の規定による教示を要しない。

エ 再競売の場合

競売事件において競落人となった者がいない場合は、後日、再度競売が行われているが、この場合は、新たな競売買受適格証明書が必要である旨を事前に申請者に対して指導すること。

オ その他

競売が期日入札（入札と開札を同一期日に行うことをいう。）以外の売却方法により行われる場合の競売買受適格証明願についても、期日入札により行う場合に準じて処理するものとする。

⑦ 競売後の処理

ア 競売買受適格証明書の交付を受けた者が競落人となったときは、直ちに、法第5条の許可の申請手続きをしなければならないので、当該証明書の交付の際にその旨を伝え、申請手続について指導するものとする。

この場合の申請手続は、通常の申請の場合と同様であるが、特に次の事項に留意すること。

(ア) 申請は、競落人である譲受人による単独申請となる。((1)の③ただし書のア参照)

(イ) 申請者が競落人であることを証する書面を添付すること。((1)の⑤のタの(ア)のa参照)

(ウ) 競売買受適格証明願（様式第36号）の提出時に添付書類として既に提出されている書類については、申請書にその旨を記載することにより、添付を省略することができる。

イ 農業委員会は、競落人から法第5条の許可の申請があったときは、(1)の⑥の規定に従って処理を行うほか、知事への進達に当たって必要があるときは、③の規定による議決により行うものとする。

第2 農地転用許可後の転用事業の促進及び工事完了並びに営農型発電に係る報告及び指導

1 転用事業の促進

(1) 工事進捗状況報告

- ① 知事は、法第4条の許可又は法第5条の許可（以下「農地転用許可」という。）をする場合は、農地転用許可に係る工事が完了するまでの間、当該許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告する旨の許可条件を付すものとし、転用事業者は、許可書に付された当該許可条件に基づき、**様式第37号**（転用目的が特定建築条件付売買予定地である場合にあっては、**様式第38号**。以下同じ。）による農地法第4条又は第5条の許可に係る工事進捗状況報告書（正副各1部）を農業委員会に提出するものとする。
- ② 農業委員会は、**様式第37号**による農地法第4条又は第5条の許可に係る工事進捗状況報告書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意して処理するものとする。
 - ア 農地転用許可に係る工事の進捗状況の把握及び当該工事が事業計画どおり行われていない場合の措置に資するため、農地転用許可を受けた事案の許可後の状況について、農地転用申請一覧（**様式第18号**）に適宜追記するとともに、当該事案のうち農地転用許可地の面積が1,000平方メートル以上のものその他農業委員会が特に必要と認めるものについては、基本台帳（**様式第39号**）を作成し、備え付けておくこと。
 - イ 転用事業者から**様式第37号**による農地法第4条又は第5条の許可に係る工事進捗状況報告書の提出があったときは、遅滞なく当該報告書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、アの規定により基本台帳（**様式第39号**）を作成している事案にあっては当該基本台帳に必要事項を記載した後、速やかに知事に進達すること。
 - ウ 転用事業者が**様式第37号**による農地法第4条又は第5条の許可に係る工事進捗状況報告書を提出しない場合にあっては当該提出をする旨を、転用事業者が農地転用許可に係る工事を事業計画どおり行っていないと認められる場合にあってはその理由を報告する旨を、それぞれ**様式第40号**による工事進捗状況報告書等の提出について（督促）により期限を定めて督促すること。
 - エ ウの規定による督促に係る期限の経過後も提出がないときは、当該転用事業者に対し、事情聴取通知書（**様式第41号**）により出頭を求めるとともに、必要に応じて現地調査を行い、農地転用許可に係る工事の進捗状況を常に把握しておくこと。
 - オ アに規定する事案のほか、法施行後これまでに農地転用許可を受けた事案のうち、農地転用許可地の面積が1,000平方メートル以上のものであって2の(1)に規定する工事完了証明がなされていないものについては、速やかに当該農地転用許可に係る工事の進捗状況を確認した上で、工事未完了の場合は、基本台帳（**様式第39号**）を作成するとともに、ウ及びエに規定する方法により農地転用許可に係る工事の進捗状況を常に把握しておくこと。
 - カ 過去に農地転用許可を受けた転用事業者が、やむを得ないと認められる特段の事情がないにもかかわらず、当該農地転用許可に係る工事を事業計画どおり実施せず、又は完了していない場合において、当該転用事業者から新たに別の農地転用許可に係る申請があったときは、原則として、転用行為を行うのに必要な信用があるとは認められず、転用目的の

実現の確実性がないものとして、当該申請に対する許可はなされないので、その旨を当該転用事業者に指導するものとする。

(2) 事業実施の勧告

- ① 農業委員会は、(1)の規定により把握した農地転用許可に係る工事の進捗状況が、事業計画に記載されている工事の着手又は完了の時期（事業計画が期別に作成されている場合にあっては、当該期別の工事の着手又は完了の時期）から6か月以上遅延している場合その他当該農地転用許可の申請書（第3に規定する農地転用許可後の事業計画の変更の承認を受けている場合にあっては、直近に提出した事業計画変更の申請書。ただし書及び③において同じ。）に記載された事業計画どおり工事を行っていないと認められるときは、当該転用事業者に対し、速やかに工事に着手し、又は工事を完了すべき旨その他事業計画どおり工事を行うべき旨を勧告書（様式第42号）により勧告するとともに、遅滞なく、その写しを知事に送付するものとする。

ただし、農地転用許可の申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当該転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、勧告に代えて、事業計画の変更の手続をするよう指導するものとする。

- ② 農業委員会は、①の規定により勧告を行う事案については、当該転用事業者から当該工事を一定の期日までに完了させる旨の誓約書を徴収するなど、事案の状況に応じて適正な措置を講じ、当該転用事業者に法令等を遵守させるための指導に努めるものとする。この場合における誓約書には、一定の期日までに工事を完了させなかったときは当該農地転用許可につき取消しの処分を受けても異存がない旨の記載を求めること。
- ③ 農業委員会は、①の規定による勧告を行った後も転用事業者が事業計画に従った工事に着手せず、又は工事を完了しないまま放置している場合その他農地転用許可の申請書に記載された事業計画どおり工事を完了させる見込みがなく、かつ、農地転用許可後における事業計画の変更を承認することができないと認められる場合は、その旨を転用許可後の事後指導報告書（様式第43号）により知事に報告するものとし、知事は、当該報告に基づき、必要があると認めるときは、転用事業者に対して催告を行うものとする。
- ④ 農業委員会は、③の規定により知事が催告を行った後も転用事業者が①の規定による勧告に応じないと認められるときは、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うべきである旨の意見書を知事に提出するものとする。

2 工事完了

(1) 工事完了証明

- ① 知事は、次のアからウまでのいずれかに該当する事案について農地転用許可をする場合は、農地転用許可に係る工事が完了したときは農業委員会の工事完了証明書の発行を受けて当該農地転用許可地の地目変更登記に添付しなければならない旨の許可条件を付すものとし、転用事業者は、農地転用許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了証明願を農業委員会に提出するものとする。

ア 同一事業の目的に供する農地転用許可地が500平方メートル以上の事案

イ 転用目的が、分譲住宅等、露天施設（道路、水路等を除く。）又は植林である事案

ウ その他当該許可条件を付すことにつき知事が特に必要と認めた事案

- ② ①の工事完了証明願の様式その他の工事完了証明に関する事務については、農業委員会が別に定めるところによる。

（２） 工事完了届

知事は、（１）に規定する工事完了証明の対象となる事案以外の事案について農地転用許可をする場合は、農地転用許可に係る工事が完了したときは遅滞なく工事完了届を農業委員会に提出する旨の許可条件を付すものとし、転用事業者は、農地転用許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、農地法第４条又は第５条の許可に係る工事完了届（様式第44号）を農業委員会に提出するものとする。

（３） 工事完了一覧表

農業委員会は、毎月の工事完了証明書の交付及び工事完了届の受付の状況について、工事完了一覧表（様式第45号）により、翌月10日までに農業経営課に報告すること。

3 営農型発電に係る報告及び指導

（１） 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支状況の報告

- ① 知事は、営農型発電を目的とする一時転用の許可をする場合は、当該一時転用の期間中、毎年２月末までに、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支状況を、栽培実績についてはその内容が適切であるかどうかについて必要な知見を有する者の確認を受けた上で報告する旨の許可条件を付すものとする。

- ② 転用事業者は、許可書に付された当該許可条件に基づき、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支報告書（様式第46号）を作成して次のアからエまでに掲げる書面を添付し、栽培実績についてはその内容が適切であるかどうかについて必要な知見を有する者の確認を受けた上で、正副各１部を農業委員会を経由して知事に提出しなければならない。

（注） 「内容が適切であるかどうかについて必要な知見を有する者」とは、農業に関する試験研究機関や設備の製造業者などをいう。

ア 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況を確認することができる写真及びその撮影位置を示した図面

（注１） 許可後であって、当該報告書の提出の日前の直近の収穫時期において農作物を収穫する直前の晴天時に撮影されたものであること。ただし、農作物の収穫が行われていない場合、自然災害により被害を受けた場合等当該営農型発電設備の下部の農地において農作物を収穫することができなかった場合にあっては、当該報告書の提出の日前１か月以内に撮影されたものであること。

（注２） 営農型発電設備の下部の農地全体における農作物の生産に係る状況を確認することができるよう、必要に応じて、複数の位置から撮影した写真を添付すること。

イ 下部の農地において栽培した農作物を収穫した場合（遊休農地（農地転用許可に係る審

査基準の(別表)の(2)に掲げる遊休農地をいう。以下同じ。)を再生利用した場合を除く。)

にあつては、その収穫のあつた農地の部分を示した図面

ウ 下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合(遊休農地を再生利用した場合を除く。)にあつては、その出荷量を証する書面の写し

エ 申請時に提出した、営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書(様式第16号の3)に記載された知見を有する者と異なる者が内容を確認する場合や、申請時に当該意見書を提出していない場合にあつては、当該知見を有する者の試験研究実績や栽培実績等を証するデータ等の資料

③ 農業委員会は、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支報告書(様式第46号)の提出があつたときは、次に掲げる事項に留意して処理するものとする。

ア 営農型発電設備の下部の農地における営農の状況の把握及び当該営農の適切な継続が確保されていない場合の措置に資するため、営農型発電を目的とする一時転用の許可を受けた事案については、1の(1)の②のアの規定にかかわらず、基本台帳(様式第39号)を作成し、備え付けておくこと。

この場合においては、基本台帳(様式第39号)中「工事進捗状況報告書提出状況」とあるのは「工事進捗状況報告書及び営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支報告書提出状況」と読み替えるものとし、当該事案の基本台帳に営農型発電設備の下部の農地における営農の状況についても記載すること。

イ 転用事業者から当該報告書の提出があつたときは、遅滞なく当該報告書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、その内容を確認し、当該事案の基本台帳に必要事項を記載した後、速やかに知事に進達すること。

④ 知事は、農業委員会から営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支報告書(様式第46号)の進達があつたときは、遅滞なく、当該報告書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、その内容を確認し、とりまとめて毎年4月末までに中国四国農政局長に報告するものとする。

(2) 営農の適切な継続の確保のための指導

① 農業委員会は、農地パトロール等を活用して営農型発電設備の下部の農地において栽培されている農作物の生産に係る状況等を定期的に確認し、営農の適切な継続が確保されていない場合又は確保される見込みがないと認められる場合は、当該転用事業者に対して営農の適切な継続を確保するために必要な指導又は助言を行うとともに、知事にその旨を報告するものとする。

また、農業委員会は、遊休農地を再生利用する場合であつて、法第30条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第32条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認めたときは、速やかに知事に報告するものとする。

② 農業委員会及び知事は、次のいずれかに該当する事案について、毎年度現地調査を行うものとする。

ア 一時転用に係る支柱部分の面積と下部農地の面積の合計が4ヘクタールを超えるもの

イ 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支報告書(様

式第46号)において、下部の農地における営農に支障が生じていると判断されるもの

なお、アに該当する場合で、必要があると認められるときは、中国四国農政局長に同行を要請するものとする。

- ③ 知事は、(1)の報告書の確認及び②の現地調査により営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保されていない場合又は確保される見込みがないと認められる場合は、当該転用事業者に対し、営農の適切な継続を確保するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- ④ 知事は、当該営農が行われない場合、営農型発電設備による発電事業が廃止された場合又は③の規定による指導をしたにもかかわらず必要な措置が講じられない場合は、当該転用事業者に対し、当該営農型発電設備（支柱、パワーコンディショナ等の付属機器その他当該営農型発電設備を稼働させるために必要な施設として、やむを得ず農地を一時転用して自ら設置している電柱、電線路等を含む。）を撤去するよう指導するものとする。

第3 農地転用許可後の事業計画の変更

1 許可目的達成が可能な場合の変更

(1) 変更申請の対象

- ① 農業委員会又は知事が事業計画の変更を指導した場合
- ② 農地転用許可処分後に、転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば、転用目的を実現できるものとして、許可に係る事業計画変更を希望している場合
- ③ 転用を完了しないままの農地転用許可地について、事業計画区域を拡張しようとする場合
- ④ 分譲住宅等を転用目的とする農地転用許可の申請をしようとする者が、過去に受けた分譲住宅等を転用目的とする農地転用許可に係る工事の工事完了時期が経過しているとして、工期を延長するための手続の指導をされた場合
- ⑤ 営農型発電を転用目的とする場合において、営農型発電設備を改築しようとする場合又は下部の農地において栽培する農作物を変更しようとする場合
- ⑥ 一時的な利用に供するために転用許可を受けた農地において、当初予定していた工期内に工事が完了しないため、工期を延長しようとする場合。ただし延長期間は、当初の工事着手の時期から起算して、農用地区域内農地は3年、その他の農地は5年を超えない期間とする。ただし、②及び③については、事業計画の変更によって、隣接農地の日照、通風、通作等と与える影響、取水、排水、粉じん等による周辺農地等に及ぼす影響及び公衆衛生等に及ぼす影響が当初計画に比べて余り差がない場合であって、変更内容が次に掲げるような軽微なものは、事業計画の変更手続は不要である。
 - ア 転用目的に変更がなく、かつ、建築面積の増加が30パーセント未満である場合
 - イ 転用目的に変更がなく、かつ、建築面積の減少が30パーセント未満又は30パーセント以上の減少があっても効率的な土地利用が図られると認められる場合
 - ウ 分譲住宅等の区画数の増減が30パーセント未満であり、かつ、区画ごとに効率的な土地利用が図られると認められる場合
 - エ 建築物等の高さが低くなる場合
 - オ 建築物に等が平屋建から2階未満の高さに変更される場合
 - カ 周辺農地等に及ぼす影響がない範囲内で、建築物等の配置が変更される場合（③において、建築物等が拡張される敷地にまたがる場合を除く。）
 - キ 貸倉庫等の目的で第三者に一括賃貸するときで、施設に変更がなく賃借人が変更される場合

(2) 変更申請の手続

- ① 事業計画変更の申請は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請書（様式第47号）を農業委員会を経由して知事に提出して行う。
- ② 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請書（様式第47号）には、次に掲げる書類を第1の2の(1)の⑤に規定する添付書類に準じて添付するものとする。
 - ただし、(1)の④の規定に該当し事業計画変更の申請をする場合の添付書類は、原則とし

て、次のウからオまでに掲げる書類及び工事完了の手続がされていない区画の土地の登記事項証明書とし、これら以外の書類については、変更が生じていない限り、添付を要しない。

ア 申請地の位置及び附近の見取図

イ 申請に係る土地の登記事項証明書

ウ 公図の写し

エ 変更後の事業計画書

オ 変更前及び変更後の土地利用計画図

カ 変更前及び変更後の建物平面図

キ 変更後の防災計画平面図及び断面図

ク 申請者が法人である場合にあっては定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書、自治会等の権利能力なき社団の代表者が申請者である場合にあっては事業計画変更を決定した役員会の議事録等の写し

ケ 事業計画変更により所要資金の額が増額される場合は、当該増額分についての資金証明書

コ 事業計画変更により他の法令に基づく許可、認可その他これらに類するものが必要になった場合は、当該事務を所管する機関に提出した申請書等の一部若しくは全部の写し又は当該許認可等を証する書面の写し

サ 事業計画変更により排水について改めて土地改良区の了解を得る必要がある場合は、農地転用等の通知及び意見書交付願（土地改良区意見書）（様式第9号）

シ 事業計画変更により取水又は排水について改めて水利権者、漁業権者その他の関係権利者の同意を得る必要がある場合は、変更後の転用事業の実施についての関係権利者の同意書

ス 事業計画変更により改めて隣接農地関係者の同意を得る必要がある場合は、農地転用に伴う隣接農地関係者同意書（様式第10号）

セ その他変更後の転用事業が農地転用許可に係る審査基準に適合しているかどうかを判断するために必要と認める書類

（３） 農業委員会の処理

① 農業委員会は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請書（様式第47号）の提出があったときは、当該申請書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、次の点に留意して審査するものとする。

ア 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

イ 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。

ウ 変更後の転用事業により周辺農地等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響と比べて、それと同程度又はそれ以下であると認められること。

エ 変更後の転用事業が農地転用許可に係る審査基準により許可相当であると認められるものであること。

② 農業委員会は、①の規定による審査に基づいて事業計画変更の申請の承認又は不承認の意

見を決定し、当該申請書に農地法第4条又は第5条の規定による許可申請に係る意見書（様式第17号）に準じて作成した意見書を添えて知事に進達するものとする。

- ③ 農業委員会は、知事に進達した事業計画変更の申請について（4）の②の規定により知事の承認書等の送付を受けたときは、これを申請者に交付するとともに、農地転用申請一覧（様式第18号）、基本台帳（様式第39号）等に必要な事項を記載し、農地転用許可に係る工事の進捗状況の把握等に役立てるものとする。

（4） 知事の処理

- ① 知事は、農業委員会から事業計画変更の申請書の進達があったときは、遅滞なく、当該申請書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、審査を行うものとする。
- ② 知事は、事業計画変更の申請の承認若しくは不承認又は却下を決定したときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める承認書等を農業委員会を経由して申請者に交付する。
- ア 承認するとき 承認書（様式第48号。ただし、特定建築条件付売買予定地を転用目的とする場合にあつては様式第49号、一時転用の場合（営農型発電を目的とする場合を除く。）にあつては様式第50号、営農型発電を目的とする一時転用の場合にあつては様式第51号）
- イ 承認しないとき 不承認通知書（様式第23号又は様式第27号に準ずる任意様式）
- ウ 却下するとき 却下通知書（様式第24号又は様式第28号に準ずる任意様式）

2 許可目的達成が困難な場合の変更

（1） 変更申請の対象

- ① 農地転用許可処分後に、許可を受けた転用事業実施の促進措置を講じてもなお転用目的を達成することが困難と認められる場合であつて、転用事業者が許可に係る目的の変更を希望するとき
- ② 農地転用許可処分後に、許可を受けた転用事業実施の促進措置を講じてもなお転用目的を達成することが困難と認められる場合であつて、当該転用事業者に代つて許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」という。）があるとき

（2） 変更申請の手続

- ① （1）の①に該当するときは、1の（2）から（4）までの手続によるものとする。
- ② （1）の②に該当するときであっても、（3）の①のアからカまでに規定する事項に該当しないときは、許可に係る土地は、旧所有者に返還させるものとし、当該許可処分の取消願と併せて、旧所有者と承継者の連署による法第5条第1項の許可の申請の手続をとるよう指導するものとする。
- ③ 承継を伴う事業計画変更の申請は、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請書（様式第52号）を農地法第5条第1項の規定による許可申請書（様式第2号）と併せて農業委員会を経由して知事に提出して行ふ。
- ④ 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請書（様式第52号）には、1の（2）の②のアからセまでに掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、同時に提出される農地法第5条第1項の規定による許可申請書（様式第2号）に

添付されるものについては、当該事業計画変更申請書への添付を省略することができるものとする。

ア 転用事業者が事業を遂行できなくなった旨の経緯を記した書面

イ 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務又は農地転用許可地に係る権利の返還についての特約を有している場合には、当該債務等についての関係者間の取決めの内容を記載した書面の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書（様式第53号）

ウ 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対してイに規定する債務等を有していない場合には、転用事業者がその旨を記載した承継についての確約書（様式第54号）又は旧所有者の事業計画変更についての同意書（様式第53号）

（３） 農業委員会の処理

① 農業委員会は、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請書（様式第52号）の提出があったときは、当該申請書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、次の点に留意して審査するものとする。

審査をする場合において必要と認めるときは、農業委員会は、現地調査を行うものとする。

ア 許可の取消処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。

イ 許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。

ウ 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

エ 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。

オ 変更後の転用事業により周辺農地等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響と比べて、それと同程度又はそれ以下であると認められること。

カ 変更後の転用事業が農地転用許可に係る審査基準により許可相当であると認められるものであること。

② 農業委員会は、①の規定による審査に基づいて承継を伴う事業計画変更の申請の承認又は不承認の意見を決定し、当該申請書に農地法第4条又は第5条の規定による許可申請に係る意見書（様式第17号）に準じて作成した意見書を添えて知事に進達するものとする。

③ 農業委員会は、当初の転用事業者に対し、転用許可に係る土地を承継させる場合には、当分の間新たな農地転用は現実性の観点から許可される見込みはない旨を十分説明した上、整理台帳（様式適宜）に登載しておくものとする。

④ 農業委員会は、知事に進達した承継を伴う事業計画変更の申請について（４）の②の規定により知事から処分の決定の通知に代わる許可書等の交付を受けたときは、農地転用申請一覧（様式第18号）、基本台帳（様式第39号）等に必要事項を記載し、農地転用許可に係る工事の進捗状況の把握等に役立てるものとする。

(4) 知事の処理

- ① 知事は、農業委員会から承継を伴う事業計画変更の申請書の進達があったときは、遅滞なく、当該申請書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、審査を行うものとする。
- ② 知事は、承継を伴う事業計画変更の申請の承認若しくは不承認又は却下を決定したときは、併せて提出された農地転用許可の申請書に対する許可書等の交付をもって、当該決定の通知に代えるものとする。

第4 許可事項の証明、許可書の訂正、許可申請の取下げ及び許可処分の取消し

1 許可事項の証明

農地転用許可を受けた者は、許可書の紛失等により、当該許可を受けた事項に関する証明書の交付を希望する場合は、**様式第55号**による許可事項証明願を農業委員会を経由して知事に提出し、当該証明書の交付を受けることができるものとする。

ただし、許可後30年を経過した農地転用許可については、この限りでない。

(1) 申請者

許可事項証明願は、許可を受けた者が農業委員会へ提出するものとする。

ただし、許可を受けた者が死亡し、又は合併等により消滅している場合は、その相続人又はその地位を承継した者が申請者となる。

(2) 添付書類

次の①から③までに掲げる事由に該当する場合は、それぞれ①から③までに定める書面を添付すること。

① 許可を受けた者の氏名又は住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。以下この文において同じ。）が当該許可時と異なる場合（②又は③に掲げる事由に該当する場合を除く。） 住民票抄本若しくは戸籍附票抄本又は法人の登記事項証明書その他の現在の氏名又は住所及びそれに至るまでの経過を証する書面

② 許可を受けた者が死亡し、又は合併等により消滅している場合であって、許可を受けた土地について相続又は地位の承継による所有権移転の登記をしているとき 次のア又はイの区分に応じ、それぞれア又はイに定める書面

ア 申請者が当該許可を受けた土地の所有権の登記名義人である場合 許可を受けた土地の登記事項証明書

イ ア以外の場合 相続関係説明図、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本若しくは改製原戸籍謄本、法定相続人の戸籍抄本若しくは住民票の抄本又は合併契約書の写しその他の相続又は合併等により申請者が許可を受けた者の相続人又は地位を承継した者であることを証する書面

③ 許可を受けた者が死亡し、又は合併等により消滅している場合であって、許可を受けた土地について相続又は地位の承継による所有権移転の登記をしていないとき ②のイに掲げる書面

(3) 農業委員会の処理

農業委員会は、許可事項証明願の提出があったときは、受付印を押し、当該許可事項証明願の記載事項又は添付書類に不備があるときは、申請者に補正させ、又は追完させた上で、次の事項に留意して処理するものとする。

① 許可事項証明書の交付を受けようとする案件が許可済のものであるかどうかを農地転用申

請一覧（様式第18号）、基本台帳（様式第39号）その他の処理簿等と照合して確認すること。

- ② 許可の事実又は許可をした事項について確認することができない場合は、改めて許可の申請をするよう指導すること。
- ③ 許可の事実及び許可をした事項について確認することができた場合は、許可事項証明願に許可書又は申請書の写しを添付して、知事に進達すること。

2 許可書の訂正

農地転用許可を受けた者は、許可書を受理した後、許可申請書の記載事項に誤記又は不備を発見した場合は、様式第56号による農地法第4条又は第5条の規定による許可書の訂正願を農業委員会を経由して知事に提出し、許可書を訂正することができるものとする。

（１） 申請者

訂正願は、許可を受けた者が農業委員会へ提出するものとする。

（２） 添付書類

- ① 訂正しようとする許可書
- ② 訂正しようとする事項を確認することができる書面

（３） 農業委員会の処理

農業委員会は、訂正願の提出があったときは、受付印を押し、当該訂正願の記載事項又は添付書類に不備があるときは、申請者に補正させ、又は追完させた上で、次の事項に留意して処理するものとする。

① 申請者

ア 申請者自体の訂正はできないので再申請を指導すること。

イ 申請者の氏名又は住所を訂正する場合は、（２）の②に定める書面として住民票を添付すること。

② 申請地

ア 申請地自体の訂正はできないので再申請を指導すること。

イ 申請地の所在、地番又は面積を訂正する場合は、（２）の②に定める書面として申請地の登記事項証明書を添付すること。

③ 共有持分

共有持分の訂正はできないので再申請を指導すること。

- ④ 訂正願の内容を確認したときは、知事に進達するとともに、農地転用申請一覧（様式第18号）、基本台帳（様式第39号）その他の処理簿等を、適宜、訂正すること。

3 許可申請の取下げ

農地転用許可の申請をした者は、当該申請書を提出した後、かつ、当該許可申請に対する処分を受ける前に、私法上の売買契約の解除又は転用計画の中止、変更等により当該許可申請の取下げをしようとする場合は、様式第57号による農地法第4条又は第5条の規定による許可申請の取下願を農業委員会を経由して知事に提出し、許可申請の取下げをすることができるものとする。

(1) 申請者

取下願は、取り下げようとする許可申請の当事者が農業委員会へ提出するものとする。

- ① 当事者の連署による許可申請を取り下げる場合は、その当事者全員が連署すること。
ただし、当事者の一方が単独で取下願を提出せざるを得ない相当の事由があるときは、この限りでない。
- ② 当事者が死亡した後に許可申請を取り下げる場合は、その当事者に代わってその相続人全員が連署すること。

(2) 農業委員会の処理

農業委員会は、取下願の提出があったときは、受付印を押し、当該取下願の記載事項又は添付書類に不備があるときは、申請者に補正させ、又は追完させた上で、次の事項に留意して処理するものとする。

- ① 許可申請の当事者からの取下願であるかどうか確認すること。
- ② 取下願の内容を確認したときは、知事に進達するとともに、農地転用申請一覧（様式第18号）、基本台帳（様式第39号）その他の処理簿等に必要事項を記載すること。

この場合において、知事から当事者に返戻すべき許可申請書の送付があったときは、遅滞なく当該許可申請書を当事者に返戻すること。

- ③ 様式第58号による農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可申請の取下願の受理について（受理通知書）の交付は、次のいずれかの場合に行うものとする。

この場合において、イに規定する場合の交付は、当該当事者の双方に対して行うものとする。

ア 取下願において申請者から要望があった場合

イ (1)の①ただし書の規定により当事者の一方の単独による取下願を受理した場合

ウ 許可申請地のうちの一部について取下願を受理した場合

4 許可処分取消し

農地転用許可を受けた者は、その後、私法上の売買契約の解除又は転用計画の中止、変更等の事由が生じた場合は、様式第59号による農地法第4条又は第5条の規定による許可の取消願を農業委員会を経由して知事に提出し、許可処分取消しをすることができるものとする。

(1) 申請者

取消願は、許可を受けた者が、速やかに農業委員会へ提出するものとする。

- ① 当事者が複数いる許可を取り消す場合は、その当事者全員が連署すること。
- ② 当事者が死亡した後に許可を取り消す場合は、その当事者に代わってその相続人全員が連署すること。

(2) 添付書類

- ① 取消しをしようとする許可の許可書（紛失等により許可書を添付することができない場合

にあつては、その旨を記載した始末書)。ただし、許可の一部を取り消す場合は、この限りでない。

② 次のアからウまでに掲げる事由に該当する場合は、それぞれアからウまでに定める書類

ア 許可を受けた者の氏名又は住所（法人の場合にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。以下この文において同じ。）が当該許可時と異なる場合（イ又はウに掲げる事由に該当する場合を除く。） 住民票抄本若しくは戸籍附票抄本又は法人の登記事項証明書その他の現在の氏名又は住所及びそれに至るまでの経過を証する書面

イ 許可を受けた者が死亡し、又は合併等により消滅している場合であつて、許可を受けた土地について相続又は地位の承継による所有権移転の登記をしているとき 許可を受けた土地の登記事項証明書

ウ 許可を受けた者が死亡し、又は合併等により消滅している場合であつて、許可を受けた土地について相続又は地位の承継による所有権移転の登記をしていないとき 相続関係説明図、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本若しくは改製原戸籍謄本、法定相続人の戸籍抄本若しくは住民票の抄本又は合併契約書の写しその他の相続又は合併等により申請者が許可を受けた者の相続人又は地位を承継した者であることを証する書面

（３） 農業委員会の処理

農業委員会は、取消願の提出があつたときは、受付印を押し、当該取消願の記載事項又は添付書類に不備があるときは、申請者に補正させ、又は追完させた上で、次の事項に留意して処理するものとする。

① 許可を受けた者からの取消願であるかどうか確認すること。

② 許可書を紛失しているときは、許可申請書等により記載事項を確認した上で受理すること。

③ 許可後に所有権移転登記をしている場合は、遅滞なく当該移転登記の抹消をするよう指導すること。

④ 許可が取り消された後の当該取消しに係る土地の利用計画を明確にさせること。

⑤ 許可が取り消された後、当該取消しに係る農地等について新たな第三者が権利を取得しようとする場合は、取消願と同時に法第３条第１項又は第５条第１項の許可の申請をすることができるものとする。

⑥ 取消願の内容を確認したときは、知事に進達するとともに、農地転用申請一覧（様式第18号）、基本台帳（様式第39号）その他の処理簿等に必要事項を記載すること。

⑦ 様式第60号による農地法第４条第１項又は第５条第１項の規定による許可の取消願の受理について（受理通知書）の交付は、次のいずれかの場合に行うものとする。

ア 取消願において申請者から要望があつた場合

イ 許可を受けた農地等のうちの一部について取消願を受理した場合

第5 農地等の賃貸借の解約等（法第18条）

1 農地等の賃貸借の解約等の許可（法第18条第1項、令第22条、則第64条～第67条）

（1）許可の要否

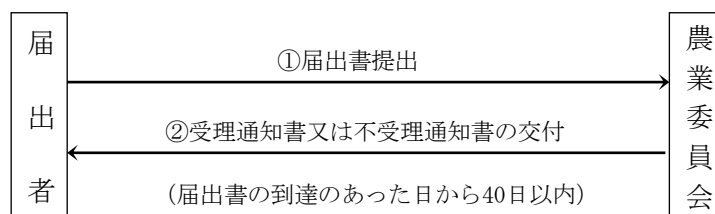
農地等の賃貸借の当事者は、農地等の賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をする場合には、知事の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が信託事業に係る信託財産につき行われる場合（ただし、例外として、一部に知事の許可が必要な場合がある。）
- ② 合意による解約が、その解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6か月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によって行われる場合
- ③ 賃貸借の更新をしない旨の通知が10年以上の期間の定めがある賃貸借又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合（ただし、例外として、一部に知事の許可が必要な場合がある。）
- ④ 法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地等を適正に利用していないと認められる場合において、農地法第18条第1項第4号の規定によりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合
- ⑤ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第1号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第2号に掲げる業務若しくは農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施により貸し付けた農地等に係る賃貸借の解除が、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条又は第21条第2項の規定により知事の承認を受けて行われる場合

（2）法第18条第1項第4号の規定による届出（届出による許可不要）

① 届出手続

ア 届出手続流れ図



イ 届出方法

（1）ただし書の④又は⑤に掲げる事由により農地等の賃貸借の解除をしようとする者には、あらかじめ、農地法第18条第1項第4号の規定による届出書（様式第61号）1部を農業委員会に提出させるものとする。

ウ 添付書類

届出書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (ア) 土地の登記事項証明書
- (イ) 解除条件付賃貸借契約書の写し
- (ウ) 現地の写真（届出の日前1か月以内に撮影されたものであって、撮影年月日が明記されたものに限る。）

② 農業委員会の処理

ア 受付・審査

農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに当該届出書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、次の点に留意して当該届出の適法性を審査し、その受理又は不受理を決定するものとする。

- (ア) 届出に係る賃貸借の解除が賃借人がその農地等を適正に利用していないと認められる場合に行われるものであるかどうか。
- (イ) 届出書に必要な記載事項が記載されているかどうか。
- (ウ) 添付書類に不備がないかどうか。

イ 受理通知書又は不受理通知書の交付

- (ア) 農業委員会は、当該届出の受理又は不受理を決定したときは、届出書が到達した日から40日以内に、届出者に対し受理通知書（様式第62号）又は不受理通知書（様式第63号）を交付するものとする。
- (イ) (ア)の規定による不受理通知書の交付は、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による取消訴訟の対象となる処分であることから、当該不受理通知書には、必ず当該届出を受理しない理由及び次の教示事項を記載しなければならない。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、審査請求書正副2通を香川県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日翌日から起算して6月以内に、〇〇市（町）を被告として（訴訟において〇〇市（町）を代表する者は、農業委員会となります。）、提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできません。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- (ウ) 届出を適法でないとして不受理とすることができる場合の例としては、次に掲げる場合がある。

- a 賃借人がその農地等を適正に利用していないと認められない場合（適正に利用していると認められる場合）
- b 届出地について、届出者がいずれの権原も有しない場合
- c 届出書に法令に定める書類が添付されていない場合

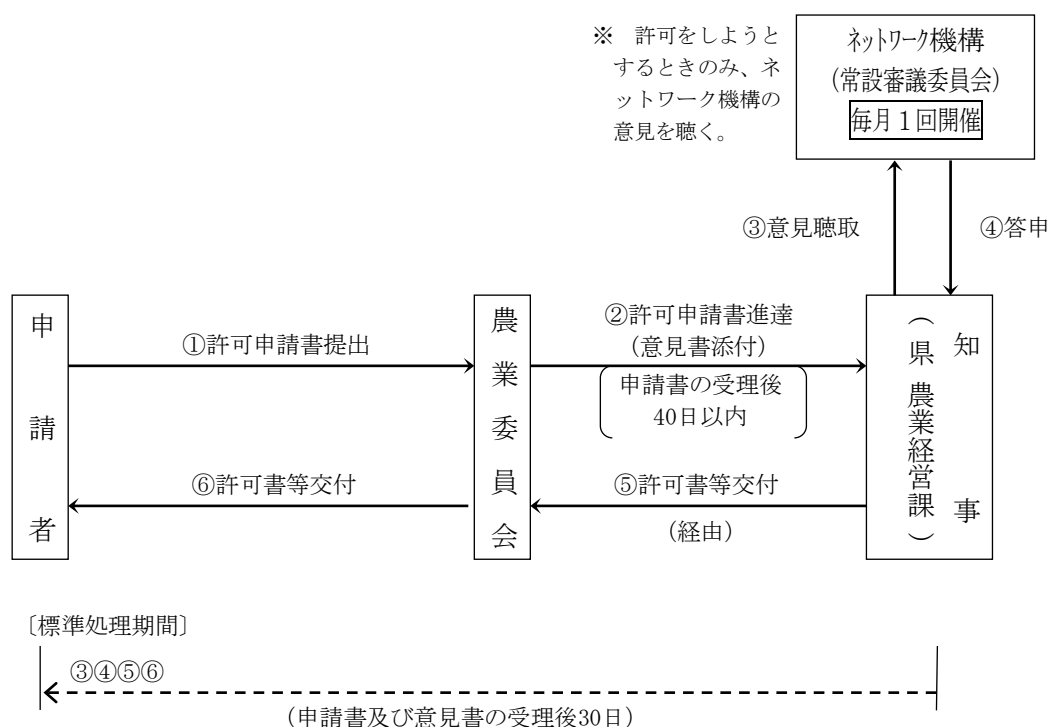
- (エ) 農業委員会は、農地法第18条第1項第4号の規定による農地等の賃貸借の解除に係る届出書受理整理簿（様式第64号）を作成し、処理結果等を記入するものとする。

③ 事務処理上の留意事項

- ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、届出者に対し、農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないこと及び②のイの(ア)の規定による受理通知書の交付があるまでは賃貸借の解除はできないことを十分説明して指導すること。
- イ 農業委員会は、届出に係る事務の処理に関し、届出地の利用関係について現に紛争が生じている場合その他これに準ずる場合を除き、事務局長の専決処理等により迅速な事務処理を行うことができる体制を整備するものとする。

この場合においては、総会又は農地部会の議決を経て、あらかじめ事務処理規程を作成しておくものとし、専決処理事案については、直近の総会又は農地部会に報告するものとする。

(3) 法第18条第1項の規定による許可の申請手続流れ図



(4) 申請手続

① 申請

農地法第18条第1項の規定による許可を受けようとする者は、農地法第18条第1項の規定による許可申請書（様式第65号）を農業委員会を経由して知事に提出するものとする。

この場合において、合意による解約をするときの当該申請は、当事者が連署するものとする。ただし、次の場合には、単独で申請をすることができる。

- ア 判決が確定した場合
- イ 裁判上の和解又は請求の認諾があった場合
- ウ 民事調停法により調停が成立した場合
- エ 家事事件手続法により審判が確定し、又は調停が成立した場合

② 提出期日については、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしようとする日の3か月前までとする。ただし、賃貸借の更新をしない旨の通知をする場合は、法第17条に規定する更新をしない旨の通知の期限に抵触してはならない。

③ 添付書類

ア 申請に係る農地の登記事項証明書

イ 申請に係る農地の土地賃貸借契約書の写し

ウ 合意による解約をする場合であって、単独で申請をするときは、①ただし書のアからエまでのいずれかに該当していることを証する書面

エ 賃貸借の解除、解約の申入れ又は賃貸借の更新をしない旨の通知をする場合は、その申請理由を詳細に記載した理由書

オ 当事者の一方又は双方に相続が発生している場合は、相続関係説明図、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍謄本、法定相続人の戸籍抄本又は住民票の抄本その他の相続が発生していることを証する書面

カ オに該当する場合であって、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事由に該当するときは、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める書類

(ア) 遺産の分割について、相続人による協議が調い、又は家庭裁判所による調停が成立し、若しくは審判が確定しているとき 遺産分割協議書の写し及び相続人全員の印鑑証明書又は調停調書の謄本若しくは審判書の謄本及び当該審判が確定していることを証する書面

(イ) 相続人のうちに特別受益者がいるとき 特別受益証明書及び特別受益者の印鑑証明書

(ウ) 相続人のうちに相続の放棄をした者がいるとき 家庭裁判所が相続放棄申述書を受理したことを証する書面

(5) 農業委員会の処理

農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、当該申請書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、次の点に留意して、処理するものとする。

① 申請書の記載内容が事実に即しているかどうか、申請書に添付すべき書類が添付されているかどうか及び当該賃貸借が現に効力を有するものかどうかを審査するとともに、申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これを申請者に補正させ、又は追完させる。

② 当該申請が適法なものであるかどうか、申請書の提出期日が妥当であるかどうか、賃貸借の解約等による補償が適当であるかどうか及び法第18条第2項各号に該当するかどうかについて検討するとともに、必要に応じて実情を調査し、農業委員会において審議する。

③ 農業委員会は、当該申請の許可若しくは不許可又は却下の意見を決定したときは、農地法第18条第1項の規定による許可申請に係る意見書(様式第66号)を作成し、当該意見決定に係る農業委員会の議事録の写しと併せて申請書に添付し、知事に進達する。(令第22条第2項)

④ ③の規定による進達は、許可申請書の提出があった日の翌日から起算して40日以内に行うこととされているので、速やかに処理するものとする。(令第22条第2項)

⑤ 農業委員会は、③の規定による進達に係る申請に対する知事の許可書等の送付を受けたと

きは、これを申請者に交付するとともに、農業委員会において処理簿（農地等の賃貸借の解約等の通知（法第18条第6項）受理整理簿（様式第72号）に準じて作成したものをいう。）に処理結果等を記入する。

（6） 知事の処理

- ① 知事は、農業委員会から申請書の進達があったときは、農業委員会の意見書及び議事録の写しを参考にし、（5）の①及び②に準じて審査し、その結果に基づき、その申請の許可若しくは不許可又は却下を決定し、許可の場合にあつては許可書（様式第67号）を、不許可の場合にあつては不許可通知書（様式第68号）を、却下の場合にあつては却下通知書（様式第69号）をそれぞれ農業委員会を経由して申請者に交付する。

この場合において、知事は、許可しようとする事案については、あらかじめネットワーク機構の意見を聴かなければならない。（法第18条第3項）

- ② ①の規定による交付は、（4）の①ただし書のアからエまでのいずれかに該当し単独で申請のあった場合を除き、申請者の双方に行う。
- ③ ①の規定により交付する許可書等（条件を付していない許可書を除く。）には、次の教示事項を記載しなければならない。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、審査請求書正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく中国四国農政局長（岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎）を経由して提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 農地等の賃貸借の解約等の通知（法第18条第6項、則第68条）

（1） 農業委員会に対する通知を要する場合

農地等の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、次の①から④までのいずれかに該当し、法第18条第1項の規定による許可を要しないで行われた場合は、当該行為の当事者は、農業委員会にその旨を通知しなければならない。

- ① 信託事業に係る信託財産につき行われる場合（第1号）
- ② 合意による解約が、その解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6か月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によって行われる場合（第2号）
- ③ 賃貸借の更新をしない旨の通知が、10年以上の期間の定めがある賃貸借又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合（第3号）

- ④ 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第1号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第2号に掲げる業務若しくは農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施により貸し付けた農地等に係る賃貸借の解除が、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条又は第21条第2項の規定により知事の承認を受けて行われる場合（第5号）

（２） 通知手続

① 通知

（１）に規定する農業委員会に対する通知を要する場合に該当し、農地等の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知をした者は、農業委員会に対し、農地法第18条第6項の規定による通知書（様式第70号）を提出しなければならない。

この場合において、合意による解約をしたときの当該通知は、当事者が連署するものとする。（則第68条第2項）

② 添付書類

ア 通知に係る農地の登記事項証明書

イ 通知に係る農地の賃貸借契約書の写し

ウ 信託事業に係る信託財産につき行われた場合は、その信託財産に係る信託契約書の写し

エ 合意による解約が行われた場合は、賃貸借の当事者間において法第18条第1項第2号に規定する合意が成立したことを証する書面として、合意解約書（様式第71号又はこれに準じて作成されたものであって、当事者の実印を押印したものに限る。）及び当事者の印鑑証明書

オ 民事調停法による農事調停によって行われた場合は、当該農事調停の調書の謄本

カ 10年以上の期間の定めがある賃貸借又は水田裏作を目的とする賃貸借につき当該賃貸借の更新をしない旨の通知をした場合は、その通知書の写し

キ 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第1号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第2号に掲げる業務若しくは農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施により貸し付けた農地等に係る賃貸借の解除が、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条又は第21条第2項の規定により知事の承認を受けて行われる場合は、その承認書の写し

ク 当事者の一方又は双方に相続が発生している場合は、相続関係説明図、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍謄本、法定相続人の戸籍抄本又は住民票の抄本その他の相続が発生していることを証する書面

ケ クに該当する場合であって、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事由に該当するときは、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める書類

（ア）遺産の分割について、相続人による協議が調い、又は家庭裁判所による調停が成立し、若しくは審判が確定しているとき 遺産分割協議書の写し及び相続人全員の印鑑証明書又は調停調書の謄本若しくは審判書の謄本及び当該審判が確定していることを証する書面

（イ）相続人のうちに特別受益者がいるとき 特別受益証明書及び特別受益者の印鑑証明書

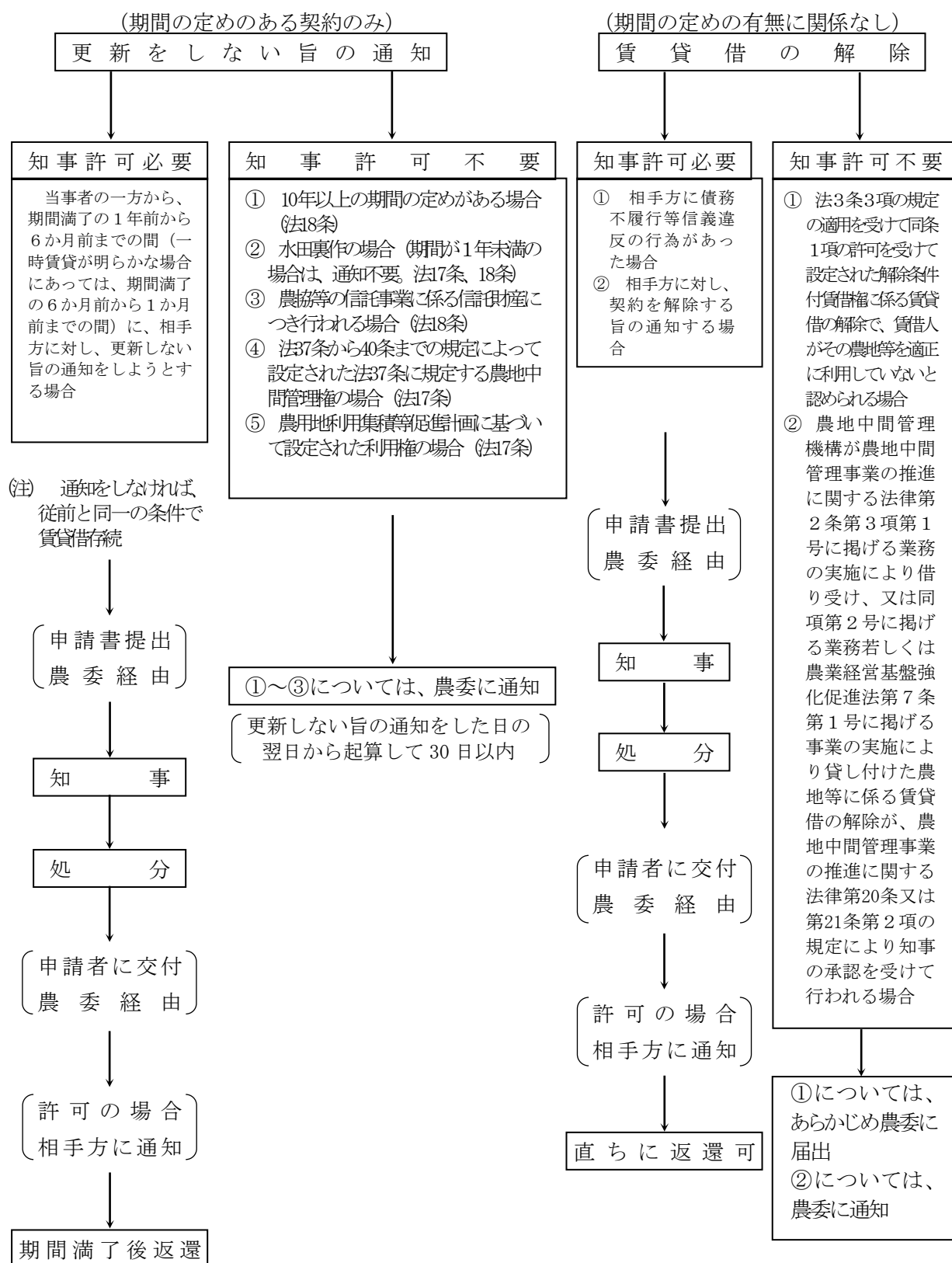
- (ウ) 相続人のうちに相続の放棄をした者がいるとき 家庭裁判所が相続放棄申述書を受理したことを証する書面

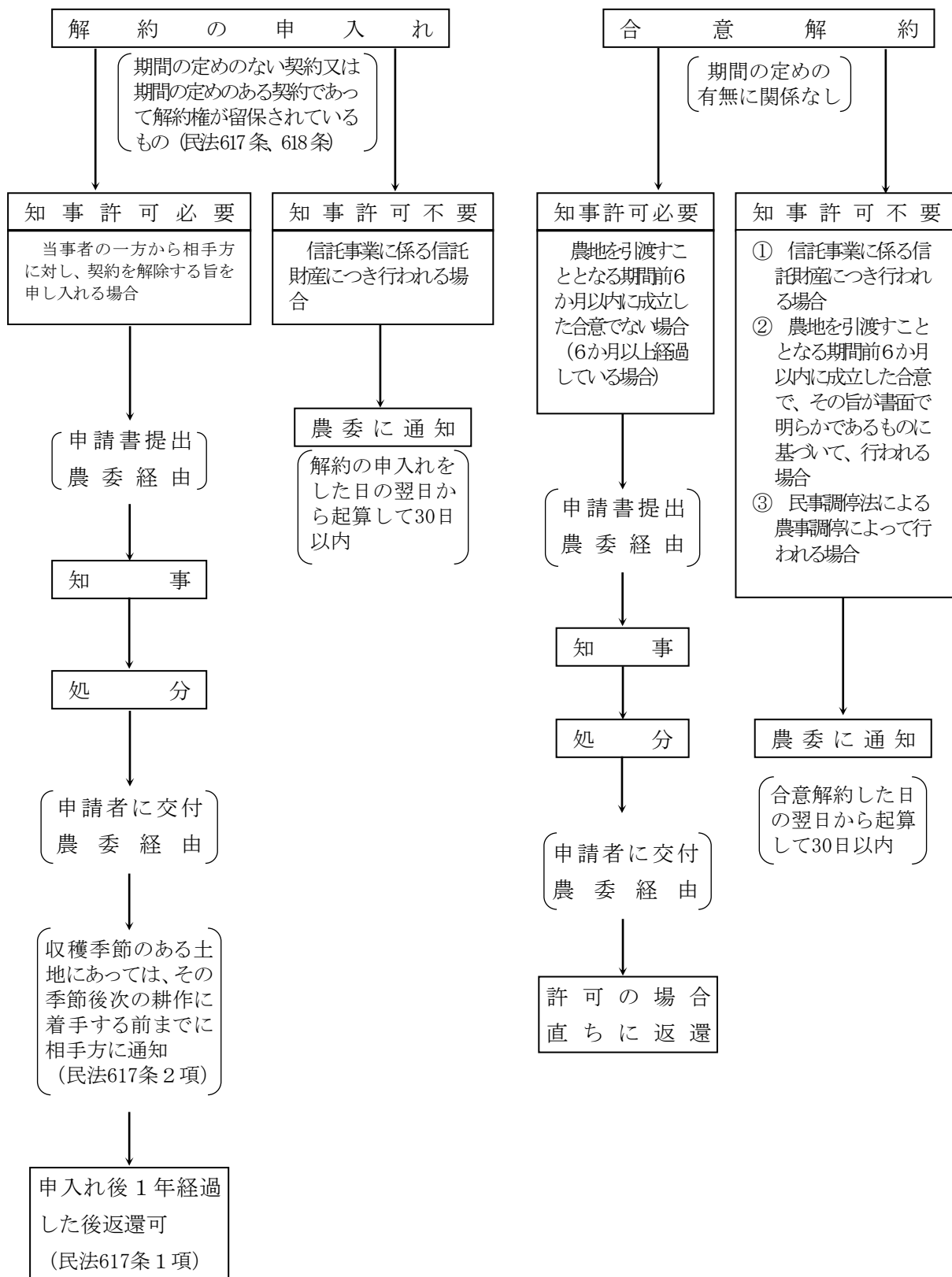
(3) 農業委員会の処理

農業委員会は、通知書の提出があったときは、当該通知書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、次の点に留意して、処理するものとする。

- ① 通知書の記載内容が事実在即しているかどうか、通知書に添付すべき書類が添付されているかどうか及び当該賃貸借の解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が現に効力を有するものかどうかを審査するとともに、通知書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これを申請者に補正させ、又は追完させる。
- ② 農地等の賃貸借の解約の申入れ等が、(1)に規定する農業委員会に対する通知を要する場合に該当しているかどうかを審査する。
- ③ 審査の結果、当該農地等の賃貸借の解約の申入れ等が法第18条第1項の規定による許可を要するものであると認めたときは、直ちに、当該通知書の申請者にその旨を通知し、1の(4)の規定に従って法第18条第1項の規定による許可の申請手続をするよう指導すること。
- ④ 審査の結果、当該通知書が適正なものである場合は、その内容を農地等の賃貸借の解約等の通知（法第18条第6項）受理整理簿（様式第72号）に記載するとともに、農地基本台帳その他関係する台帳の整理等を行うこと。

3 農地等の賃貸借の解約等に係る農地等返還手続流れ図





第6 賃貸借契約の文書化（法第21条）

1 賃貸借契約の文書化

法第21条の規定により、農地等の賃貸借契約については、当事者は、書面によりその存続期間、借賃等の額及び支払条件その他その契約並びにこれに付随する契約の内容を明らかにしなければならない。

2 文書化の手続

- (1) 賃貸借契約の文書化は、原則として、**様式第73号**による農地賃貸借契約書（法第3条第3項の規定の適用を受ける解除条件付きの賃貸借契約の場合にあつては**様式第74号**による解除条件付農地賃貸借契約書、水田裏作を目的とする賃貸借契約の場合にあつては**様式第75号**による水田裏作農地賃貸借契約書）の例に従い行うよう指導し、契約書は、2通作成し、当事者が各1通を保持し、その写し1通を農業委員会に提出させるものとする。
- (2) 農業委員会は、法第18条第7項又は第8項に抵触する事項の有無、法第3条の規定による許可の有無等について審査し、適法な内容で契約させるようにしなければならない。
- (3) 新たに賃貸借契約を締結する場合は、契約当事者は、契約締結の日の翌日から起算して30日以内に、賃借権設定に係る法第3条第1項の許可の申請書とともにその添付書類として当該賃貸借契約書の写しを農業委員会に提出するものとし、農業委員会は、法第3条第1項の許可をしたときは、当該賃貸借契約書の写しの記載内容を賃貸借契約登録台帳（任意様式）に記載の上、当該賃貸借契約書の写しを綴込み保管する。
- (4) 賃貸借契約の変更をする場合は、契約当事者は、変更契約締結の日の翌日から起算して30日以内に、農地賃貸借契約変更届出書（**様式第76号**）に変更に係る賃貸借契約書の写しを添付して、農業委員会に提出するものとし、農業委員会は、当該変更事項等が法令に違反していないこと、かつ、契約当事者双方の合意に基づくものであることを確かめた上で受理し、当該届出書及び賃貸借契約書の写しの記載内容を賃貸借契約登録台帳（任意様式）に記載の上、これら書類を綴込み保管する。
- (5) 賃貸借契約書作成上留意すべき事項
 - ① 契約当事者が民法第13条第1項第10号に規定する制限行為能力者である場合は、次の事項について留意しなければならない。
 - ア 未成年者が契約を締結する場合は、法定代理人（親権者、指定後見人又は選任後見人という。）の同意又は代理の有無（民法第5条、第824条、第859条）
 - イ 成年被後見人が契約を締結する場合は、成年後見人の代理の有無（民法第859条第1項）
 - ウ 被保佐人がその存続期間が5年を超える契約を締結する場合は、保佐人の同意の有無（民法第13条、第602条）
 - エ 後見人が被後見人に代ってその存続期間が5年を越える契約を締結し、又は未成年者がその契約をすることにつき後見人が同意する場合において、後見監督人があるときは、後見監督人の同意の有無（民法第864条）
 - オ 民法第17条第1項の審判を受けた被補助人が、その存続期間が5年を超える契約を締結

する場合は、補助人の同意又は補助人の同意に代わる家庭裁判所の許可の有無（民法第13条、第15条、第17条、第602条）

- ② 賃貸借の期間は、法第18条第1項第3号の規定を参考にするものとする。この場合において、契約の始期は、作付けの切換えにさしつかえない時期を選ぶよう配慮するものとし、果樹その他永年作物を栽培している場合にあっては、その果樹等の効用年数を考慮して賃貸借の期間を定めるものとする。（果樹等の場合は、少なくとも10年以上とするのが適当である。）
- ③ 土地改良事業等による仮換地等につき仮地番で賃貸借契約を締結した場合であって、換地処分により当該賃貸借に係る農地の地番が訂正されたときは、訂正後の地番に変更するための契約変更の手続を行い、契約を改訂する。
- ④ 印紙税法（昭和42年法律第23号）第8条の規定に基づき、賃貸借契約書には、1通毎に所定の印紙を貼り付け、契約当事者双方が消印をしなければならない。

3 使用貸借契約への準用

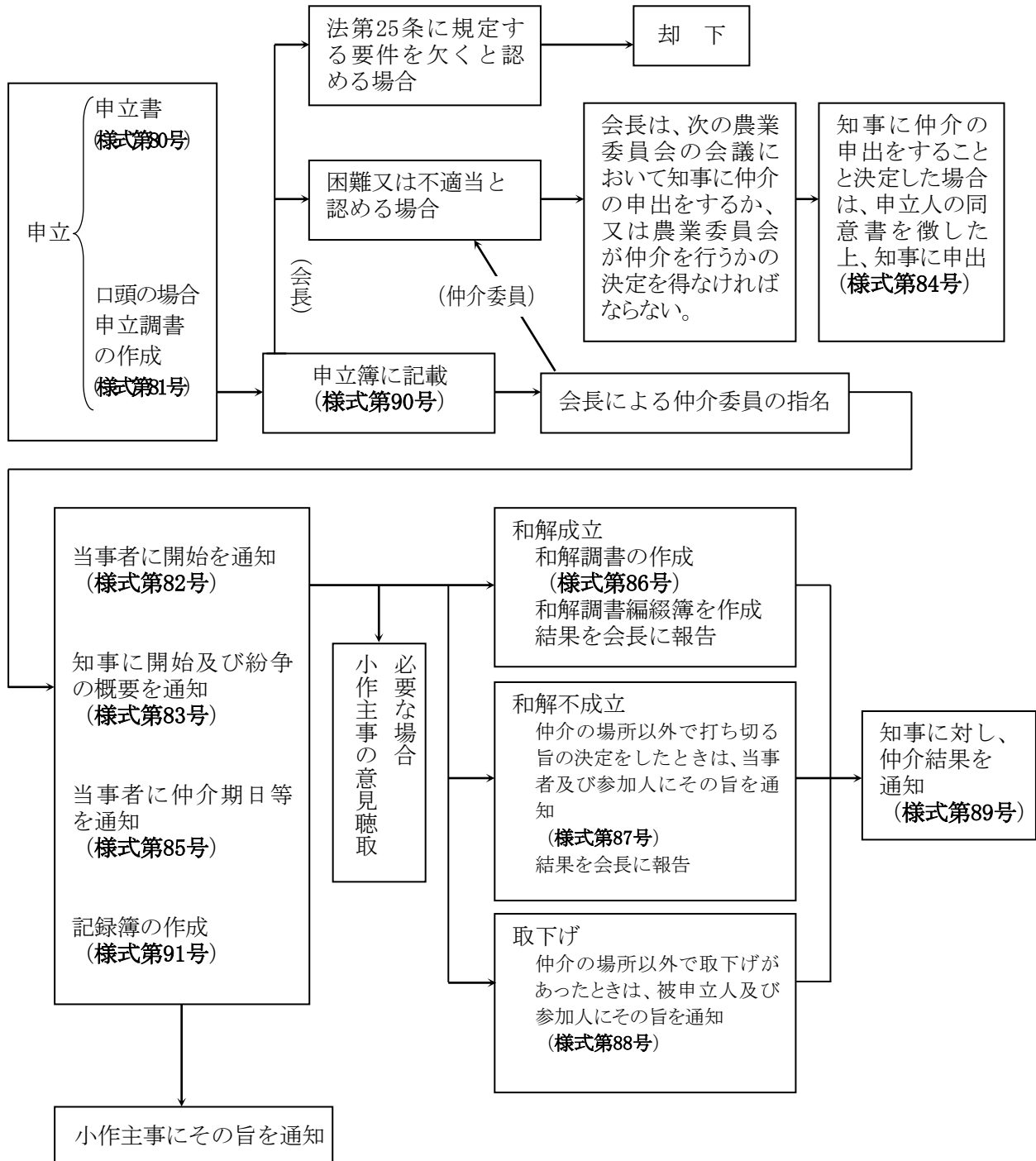
農地等の使用貸借契約の文書化については、法令上義務付けられていないが、契約の当事者間に紛争が発生することを防止し、耕作者の地位の安定を図るためには、賃貸借契約の場合と同様、書面により契約の内容を明らかにしておくことが望ましい。

使用貸借契約の文書化の例を、次の(1)から(3)までの契約の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める様式に示すので、使用貸借契約書の作成に当たっての参考とすること。

- (1) 使用貸借契約（(2)及び(3)に該当するものを除く。）の場合 農地使用貸借契約書（**様式第77号**）
- (2) 法第3条第3項の規定の適用を受ける解除条件付きの使用貸借契約の場合 解除条件付農地使用貸借契約書（**様式第78号**）
- (3) 水田裏作を目的とする使用貸借契約の場合 水田裏作農地使用貸借契約書（**様式第79号**）

第7 和解の仲介（法第25条～第29条）

1 農業委員会による和解の仲介



(1) 和解の仲介申立て

- ① 書面で和解の仲介（以下「仲介」という。）を申し立てる場合は、和解の仲介申立書（様式第80号）により行う。
- ② 口頭で仲介を申し立てる場合は、申立人が農業委員会の事務所に出頭し、農業委員会職員の面前で申し立てる事項を陳述しなければならない。この場合においては、農業委員会職員は、申立人が陳述した事項を録取し、和解の仲介申立調書（様式第81号）を作成した後、申立事項を申立人に読み聞かせて申立ての内容に相違ないことを確認し、その調書の末尾に当該申立人が署名又は記名押印するものとする。
- ③ 代理人が申し立てる場合は、当該申立てにつき代理権を有することを証する書面を提出しなければならない。

(2) 仲介委員の指名等

- ① 農業委員会会長は、仲介の申立てがあったときは、当該紛争が農業委員会において仲介することが困難若しくは不適當であると認められる場合又は法第25条に規定する要件を欠くと認められる場合を除き、遅滞なく委員のうちから事件ごとに3人の仲介委員を指名し、仲介を行わせるものとする。
- ② 「仲介することが困難若しくは不適當であると認められる場合」とは、次に掲げる場合とする。
 - ア その紛争に係る農地等のうちに他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれているとき
 - イ その事件が農地等に係る行政処分の変更等を必要とすることが予想されるとき
 - ウ その紛争の当事者の一方が、国、県又は市町であるとき
 - エ その紛争の当事者の一方が、当該農業委員会の委員又はその配偶者若しくは世帯員であるとき
 - オ その紛争が、所有権の存否に係る純法律的な紛争、農業委員会で既に仲介を試みたことのある紛争でその後当該紛争についての基本的な事態に変更のないもの、多数の当事者に係る紛争等農業委員会が自ら仲介することを困難又は不適當と認める事由があるとき
- ③ 農業委員会会長は、仲介の申立てがあった事件について仲介委員を指名したときは、遅滞なく、当事者に対し和解の仲介の開始通知書（様式第82号）により仲介を開始する旨を通知するとともに、知事に対し和解の仲介の開始通知書（様式第83号）により仲介を開始する旨及び当該紛争の概要を通知するものとする。
- ④ 農業委員会会長は、仲介の申立てがあった事件のうち農業委員会において仲介を行うことが困難又は不適當であると認めるもの（仲介委員から(3)の⑦の申出があったものを含む。）があった場合には、次の農業委員会の会議において、知事に仲介を行うべき旨の申出をすることとするか、又は農業委員会が仲介を行うこととするかの決定を得なければならない。
- ⑤ 農業委員会会長は、④の規定により知事に仲介を行うべき旨の申出をすることを決定した場合は、遅滞なく、申立人の同意書を徴した上で、知事に和解の仲介の申出書（様式第84号）を提出するものとする。
- ⑥ 農業委員会会長は、仲介委員を指名するに当たっては、次に掲げる委員は当該事件の仲介委員に指名しないものとする。

ア 当該紛争の当事者の親族たる委員

イ 当該紛争について利害関係を有する委員

- ⑦ 農業委員会会長は、仲介委員に事故があるときは仲介委員の指名を解き、新たに仲介委員を指名しなければならない。この場合には、当事者及び小作主事に対し、その旨を通知するものとする。

(3) 仲介手続

- ① 仲介委員は、その互選により仲介主任を定めるものとする。
- ② 当事者及び小作主事等（法第28条第2項に規定する小作主事その他の職員をいう。以下同じ。）への通知その他の行為は、仲介主任が行うものとする。
- ③ 仲介に関する意思決定は多数決により行うことができるが、仲介の期日及び場所、仲介の方針、和解条項、仲介の終了等については、その性質上全員一致の意見に基づいて行うよう努めるものとする。
- ④ 令第23条第1項の規定による仲介期日等の通知は、和解の仲介期日等の通知書（様式第85号）により行うものとする。
- ⑤ 仲介委員は、令第23条第1項の規定による仲介期日の通知をしたときは、小作主事に対し、その旨を通知するものとする。
- ⑥ 仲介期日には、当事者の出頭を求めるものとする。ただし、仲介期日にやむを得ない理由により自ら出頭できないときは、代理人の出頭でも差し支えないが、この場合には、当該事件の仲介についての代理権を授与したことを証する書面を提出させるものとする。
- ⑦ 仲介委員は、仲介に係る事件を農業委員会において仲介を行うことが困難又は不相当と認める事情があることが判明したときは、申立人の同意を得て農業委員会会長に対し、知事による仲介の手続をとるよう申し出ることができる。
- ⑧ 仲介委員は、仲介に係る紛争が農事調停等他の法令による紛争処理制度に係属しているときは、その係属中は仲介手続を休止するものとする。
- ⑨ 仲介による和解が成立したときは、仲介委員がその内容を記載した和解調書（様式第86号）を作成し、仲介委員及び当事者双方（令第24条の規定により仲介委員の許可を受けて、仲介手続に参加した利害関係人のうち、その和解の結果を容認した者を含む。）は、当該和解調書の末尾に署名又は記名押印するものとする。
- ⑩ 仲介委員は、仲介の場所において令第25条第2項の規定により、当事者間に相当と認められる内容の合意が成立する見込みがないと認めて仲介を打ち切る旨を決定したときは、その旨を宣言するものとし、その他の場所においてその旨を決定したときは、当事者及び参加者に対し、和解の仲介の打切決定通知書（様式第87号）によりその旨を通知して仲介を打ち切るものとする。
- ⑪ 仲介手続中に申立人から仲介の申立ての取下げがあったときは、その時に仲介は終了することとなるので、仲介の場所以外において取下げがあったときは、仲介委員は被申立人及び参加人に対し、和解の仲介申立ての取下通知書（様式第88号）によりその旨を通知するものとする。
- ⑫ 仲介委員は、和解が成立したとき、又は令第25条第2項の規定により仲介を打ち切ったときは、その結果を農業委員会会長に報告しなければならない。

- ⑬ 農業委員会会長は、申し立てられた事件について仲介が終了したときは、知事に対し和解の仲介結果通知書（様式第89号）により仲介結果を通知するものとする。

この場合において、和解が成立したときは、和解調書（様式第86号）の写しを添付するものとする。

- ⑭ 農業委員会職員は、仲介に出席するとともに、仲介主任の命を受けて仲介手続に係る書面の作成その他の事務を処理するものとする。

（４） 仲介の記録簿

- ① 農業委員会は、和解の仲介申立簿（様式第90号）を備え、事件名、申立人、仲介委員及び結果を記載しなければならない。
- ② 農業委員会は、仲介の申立てがあった事件につき自ら仲介を行ったときは、事件ごとに和解の仲介記録簿（様式第91号）を作成し、仲介の経過及び結果を記録しておかなければならない。この場合において、仲介の経過には、仲介の期日ごとにその出席した仲介委員、当事者及び利害関係人等の氏名並びに仲介の概要を記載するものとする。
- ③ 農業委員会は、和解調書編綴簿を備え、仲介により成立した事件につき、（３）の⑨に規定する和解調書（様式第86号）の原本を編綴し、これを保存しなければならない。
- ④ 農業委員会は、当事者その他利害関係から申請があったときは、和解調書（様式第86号）の謄本を交付するものとする。

（５） 小作主事の意見聴取

- ① 法第26条の規定により聴く小作主事の意見は、遅くとも和解を成立させる前に成立させるべき和解条項の可否について聴くものとし、なお必要なときは、仲介方針についても聴くものとする。
- ② 仲介委員は、法第26条第１項に規定する事項以外の事項に係る紛争であっても、その内容が純法律的なもの又は相当長時間にわたる法律関係を成立させることとなるものについては、努めて小作主事の意見を聴くようにするものとする。
- ③ 農業委員会は、小作主事が口頭で意見を述べたときは、その要旨を（４）の②に規定する和解の仲介記録簿（様式第91号）に記録し、書面により意見が述べられたときは、その意見書を当該記録簿に編綴するものとする。

（６） 知事の処理

- ① 小作主事は、（２）の③の規定により和解の仲介の開始通知書（様式第83号）を受けたときは、仲介を行うのに必要と認められる意見を仲介委員に述べるものとする。
- ② 小作主事は、仲介委員から意見を求められたときは、仲介期日に出席して当事者から事情を聴取した上意見を述べるものとするが、仲介期日に出席できないときは、仲介委員又は農業委員会職員等から事件の内容の詳細を聴き、書面その他の方法によって意見を述べるものとする。
- ③ 知事は、農業委員会が行った仲介事件を当該事件ごとに整理し、小作主事が意見を述べたときは、その要旨を記録しておくものとする。

- ④ 小作主事は、その発する書面には、その職印を押印するものとする。

2 知事による和解の仲介

- (1) 知事は、農業委員会から1の(2)の⑤の規定により仲介を行うべき旨の申出があったときは、仲介を行うものとする。
- (2) 知事は、法第28条第2項の規定により小作主事等に仲介を行わせる場合には、当該事件を担当する小作主事等を指定しなければならない。この場合においては、当事者に対し、和解の仲介の開始通知書（様式第92号）により小作主事等に仲介を行わせることとした旨及び担当小作主事等の氏名を通知するものとする。
- (3) 知事（法第28条第2項の規定により小作主事等に仲介を行わせる場合にあっては、当該小作主事等。（4）において同じ。）は、仲介期日を定めたときは、当事者に対し、和解の仲介期日等の通知書（様式第85号）に準じた通知書により、仲介の期日、仲介の場所その他必要な事項を通知するものとする。
- (4) 仲介による和解が成立したときは、知事がその内容を記載した和解調書を様式第86号による和解調書に準じて作成し、知事及び当事者双方（仲介手続に参加した利害関係人にのうち、その和解結果を容認した者を含む。）は、当該和解調書の末尾に署名又は記名押印するものとする。
- (5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき、又は令第27条において準用する令第25条第2項により仲介を打ち切ったときは、その結果を知事に報告しなければならない。
- (6) 令第28条の規定による関係農業委員会に対する仲介結果の通知は、和解の仲介結果通知書（様式第89号）に準じた通知書により行うものとする。
- この場合の通知には、「4 仲介の経過」として、農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき仲介の経過の概要を記載するものとする。
- (7) 知事は、仲介を行うため必要があるときは、農業委員会の意見を聴くことができる。
- (8) 1の(4)の規定は、知事による和解の仲介について準用する。

3 和解の仲介の法的性格

仲介による和解が成立し、1の(3)の⑨又は2の(4)に規定する和解調書が整ったときに、民法第695条に規定する和解の効力が生じる。

（参考） 民法（抜粋）

（和解）

第695条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

第8 違反転用等への対応（法第51条）

1 違反転用に対する処分等

（1）農業委員会の処理

① 農業委員会は、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかにその事情を調査し、市町長部局その他の必要と認める機関（以下「市町長部局等」という。）と連絡調整の上、工事その他の行為の停止を求めるとともに速やかに法所定の手続をとるよう指導するものとする。この場合において、特に重大な他法令違反の疑いがあると認めるときは、直ちに適宜の方法により知事に報告するものとする。

違反転用者等がこの指導に従わないときは、農業委員会は、当該違反転用者等に対し、勧告書（様式第93号）により工事その他の行為の停止等の勧告を行うとともに、遅滞なく違反転用事案報告書（様式第94号）を知事に提出し、当該報告書の写しを保管するものとする。

② 農業委員会は、（2）の①のイ又は②の規定による知事の勧告又は通知があったときは、その勧告又は通知に係る処分又は命令等が遵守履行されるよう違反転用者等を指導するものとする。

③ 農業委員会は、違反転用者等が①若しくは（2）の①のイの規定による勧告又は（2）の②の規定による処分若しくは命令の履行を完了したときは、当該違反転用者等に対し、遅滞なくその旨を履行完了届（様式第95号）により届け出るよう指導するものとする。この場合の届出書の部数は2部とする。

④ 農業委員会は、③による勧告、処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときは、市町長部局等と連絡調整の上、その旨を知事に報告するものとする。

なお、再び農作物栽培高度化施設と認められる事案については、当該施設が則第88条の3各号に掲げる要件を満たしているかを農業委員会が確認した上で、知事に報告するものとする。

⑤ 農業委員会は、違反転用者等が（2）の②の規定による知事の通知に係る処分又は命令の履行を遅滞していると認められる場合（違反転用者等が原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けているときには、履行期限までに措置を完了することができなかった場合）には、直ちにその理由及び処分又は命令の履行状況を報告すべきことを文書をもって督促し、漫然と日時を経過させないように留意するものとし、その処理経過を知事に報告するものとする。

この場合において、知事に報告した書面の写しは、これを保管するものとする。

⑥ 農業委員会は、違反転用事案の処理の経過を明確にし、その後の指導に資するため、違反転用処理台帳（様式第96号）を作成し、これを保管するものとする。この場合において、違反転用処理台帳には、番号を付した違反転用事案ごとに①から⑤まで及び（2）（④を除く。）に規定する処理に関する書類を綴じるものとする。

（2）知事の処理

① 知事は、（1）の①の規定による農業委員会からの違反転用事案報告書（様式第94号）の提出等により違反転用事案を把握した場合には、次のように対応するものとする。なお、高度

化施設用地が違反転用に該当することについては、農業委員会からの報告により確知するものとする。

ア 必要に応じて実地調査を行い、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。

イ アの指導に応じない場合には、違反転用者等に対し、農業委員会を経由して勧告書（様式第97号）により工事その他の行為の停止等の勧告を行うとともに、当該勧告書の写しを保管するものとする。

ウ イの勧告に従わない場合には、法第51条第1項の規定による処分又は命令を行うことを検討するものとする。また、当該処分又は命令を行おうとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続を執るものとする。

- ② 知事は、事前の行政調査等により把握した違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐欺その他不正な手段により許可を受けた者からその事情を知ってその土地を取得したかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命すべき措置の内容を決定するものとする。

この場合において、当該違反転用事案に係る土地が農用地区域内の土地である場合には、特段の事情がない限り、当該処分又は命令を行うものとする。

知事は、処分又は命すべき措置の内容を決定したときは、その内容を処分（命令）書（様式第98号）により、農業委員会を経由して違反転用者等に通知するとともに、当該処分（命令）書の写しを保管するものとする。

- ③ 知事は、②の規定により処分若しくは命すべき措置の内容を決定し、又は処分若しくは命令をするに当たっては、関係部局間に十分な調整を行わせるものとする。
- ④ 知事は、原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けている違反転用者等が、命令書に記載された履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、（１）の⑤による農業委員会からの報告の内容も勘案し、法第51条第3項の規定により、当該違反転用事案に関する情報の公表について検討するものとする。

なお、公表については法第51条第3項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について（様式第99号）により、命令に従わなかった旨、命令に係る違反転用に関係する土地の所在等、命令に係る違反転用の内容、命令の内容等、命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）をホームページ等により行うものとする。

また、公表を行った場合は、その旨を当該違反転用者等及び農業委員会に連絡するものとする。

- ⑤ 知事は、違反転用事案の処理の経過を明確にし、その後の指導に資するため、違反転用事案総括表（様式第100号）及び違反転用台帳（様式第101号）を作成し、これを保管するものとする。この場合において、違反転用台帳（様式第101号）は、違反転用事案総括表（様式第100号）において整理番号を付した違反転用事案ごとに作成し、当該事案に係る（１）（⑥を除く。）及び（２）（④を除く。）に規定する処理に関する書類を綴じるものとする。
- ⑥ 知事は、違反転用者等が知事による処分又は命令の履行を完了したときは、当該違反転用者等に対し、遅滞なくその旨を履行完了届（様式第95号）により農業委員会を経由して届け

出るよう指導するものとする。

- ⑦ 知事は、違反転用者等が知事による処分又は命令の履行を遅滞していると認められるとき（原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けている違反転用事案にあっては履行期限までに措置を完了することができなかつたとき）は、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を農業委員会を経由して提出させるものとする。
- ⑧ 知事は、営農型発電を目的とした一時転用許可を受けた者に対して、本項に規定する勧告、処分又は命令を行ったときは、その内容を中国四国農政局長に報告するものとする。また、当該発電事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、当該勧告等を行った旨を、四国経済産業局長に報告するものとする。

（3） 法第51条第1項の規定による処分の基準

- ① 法第51条第1項の「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認める」か否かの判断をするに当たっては、当該違反転用に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐欺その他不正の手段により許可を受けた者からその事情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮するものとする。

この場合において、農用地区域内にある土地については、一般的には特に必要があると認められる。

また、高度化施設用地が違反転用に該当する場合には、法第4条第1項の規定に違反することとなるため、当該高度化施設用地に設置された農作物栽培高度化施設の設置者が処分の対象となる。

- ② 法第51条第1項第2号の「許可に付した条件に違反している者」には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者の一般承継人であって当該許可に付された条件に違反している者は含まれるが、当該許可を受けた者の特定承継人は含まれない。
- ③ 法第51条第1項第4号の「偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者」には、偽りその他不正の手段により許可を受けた者の一般承継人は含まれない。

2 違反転用に対する行政代執行（法第51条第4項）

（1） 法第51条第4項による公告

知事は、法第51条第4項第2号に該当するとして同項の規定により行政代執行を行う場合は、あらかじめ、同項の規定による公告をしなければならない。

なお、知事は、法第51条第4項第2号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないもの（以下「不確知違反転用者等」という。）に関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、当該公告を行う。具体的には、当該違反転用者等の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知違反転用者等を確知するために必要な情

報（以下「不確知違反転用者等関連情報」という。）を取得するため、次の措置を執る必要がある。

- ① 令第20条において準用する令第18条第1号により登記所の登記官に対し、違反転用に該当する農地又は採草放牧地の登記事項証明書の交付を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名及び住所を確認する。
- ② 令第20条において準用する令第18条第2号により当該農地又は採草放牧地を現に占有する者又は農地台帳に記録された事項に基づき不確知違反転用者等関連情報を保有すると思料される者に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。
- ③ 令第20条において準用する令第18条第3号により①で確認した所有権の登記名義人又は表題部所有者その他①又は②により判明した当該農地又は採草放牧地の違反転用者等と思料される者（以下「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳を備えると思料される市町村の長に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。
- ④ 登記名義人等の死亡が判明した場合には、令第20条において準用する令第18条第4号により、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求し、当該登記名義人等の相続人を確認する。

次に確認した相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求する。

- ⑤ 登記名義人等が法人である場合には、当該法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求することにより、法人の名称及び住所を確認する。また、法人が合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の住所を確認する。合併以外の理由により解散した場合にあっては、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。
- ⑥ 令第20条において準用する令第18条第5号により①から⑤までの措置により判明した違反転用者等と思料される者（⑤の場合にあっては、法人又は法人の役員）に対して、書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による書面の送付を行い、違反転用者等を特定する。なお、送付する住所が当該農地又は採草放牧地の所在する市町村内の場合には、訪問により代えることができる。

（２） 事前準備

知事は、法第51条第4項の規定により行政代執行を行う場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を行うものとする。

- ① 行政代執行に際し、違反転用者等による妨害が予想されるなどの場合は、必要に応じ、警察の協力を得るための手続を執ること。
- ② 行政代執行の内容、方法、工程、要する経費等を記載した代執行計画を作成すること。
- ③ 行政代執行に係る工事を業者に発注する場合は、時間的余裕を持って会計担当部局と調整すること。

(3) 行政代執行の実施

- ① 知事は、行政代執行の実施に当たっては、後に違反転用者等から説明を求められるなどの場合に備え、必ず、代執行の前後及び作業中の写真を撮影するなどして、代執行の実施状況、経過等を記録しておくものとする。
- ② 知事は、法第51条第4項の規定による処分を行うに当たっては、法令の定めによるほか、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条の規定に基づき、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させるものとする。

（注1） 法第51条第4項第2号の「違反転用者等を確知することができないとき」としては、例えば、土地所有者に無断で転用している場合等であって当該土地所有者等に確認しても違反転用者等が判明しないとき、違反転用者等が法人の場合であって既に実態のないものとなっているとき等が想定される。

なお、知事は、法第51条第4項第2号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないものに関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、同項の規定による公告を行うものとする。

（注2） 法第51条第4項第3号の「緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合」としては、例えば、建設残土が撤去されていないため、その後、台風等の自然災害の発生により当該建設残土が流出し、周辺の営農条件に著しい支障が生ずるおそれがある場合等が想定される。

(4) 行政代執行に要する費用の徴収

知事が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させることができる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命じ、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

この場合の納付を命ずる文書については、第1の2の(1)の⑦のイの(キ)の規定を準用して、教示事項を記載するものとする。

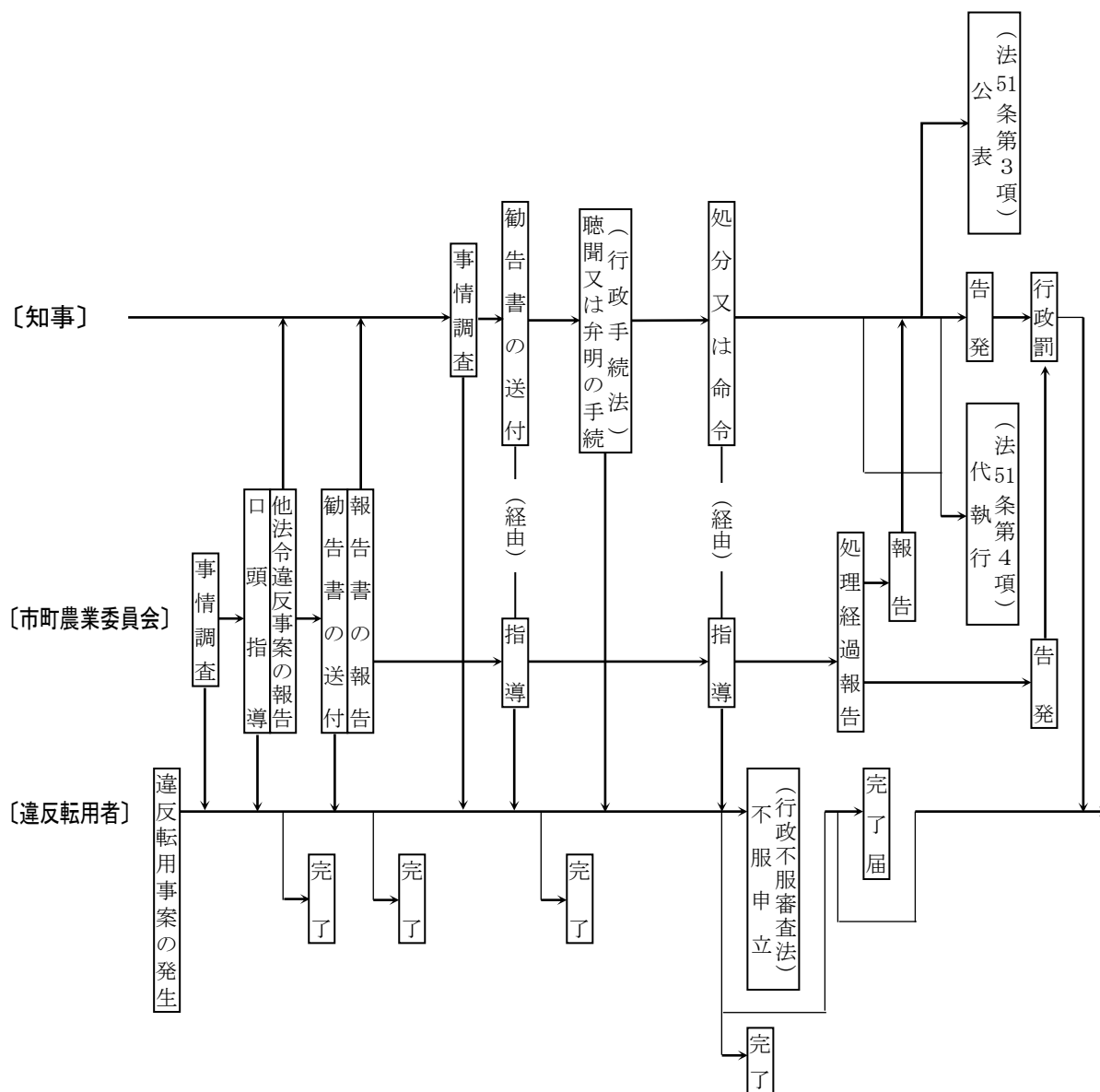
行政代執行に要する費用の徴収について、具体的に留意しなければならない事項は、次のとおりである。

- ① 国税滞納処分の手続においては、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえた上で、差押財産を公売に付すこととされているが、滞納者の所在が不明である場合には、これらの手続に際し、公示送達が認められること（国税徴収法第5章及び国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条）から、知事は、違反転用者等の所在が不明である場合は、当該違反転用者等に対して差押書を公示送達の手続により送達することによって、その財産を差し押え、公売を行い、代執行に要した費用を徴収することができることとなり、売却価格から代執行に要した費用を差し引いた額は、法務局に供託すること。
- ② 差押え可能な一つの財産の価格が代執行に要した費用よりも著しく高い場合及び差押え可能な全ての財産の価格の合計が代執行に要した費用よりも低い場合は、当該財産を差し押え

ることはできないが、これらの場合以外で差押え可能な財産があるときは、差押えを行うことにより時効の中断を行い、その間に違反転用者等を捜すなどして、できる限り当該違反転用者等から代執行に要した費用を直接徴収するものとする。

3 違反転用事案の処理に関する概念図

(農業委員会を中心として図解)



第9 その他

1 制限除外の農地移動届の取扱要領

法第4条及び第5条（転用の制限）の規定中、制限が除外されている場合（許可が不要である場合）については、農業委員会は、当該案件の当事者に対し、農地法制限除外の農地の移動届（様式第102号）を提出するよう指導するものとし、法の適切な運営を図るとともに、農地の転用及びそれに伴う権利移動についての正確な把握に努めるものとする。

（1）届出手続

- ① 農地法制限除外の農地の移動届（様式第102号）は、農業委員会に2部提出させるものとする。
- ② 当該移動届には、農地の転用（転用に伴い権利移動が生ずる場合にあっては、転用及びそれに伴う権利移動）の根拠を証する書面の写しを添付させるものとする。

（2）農業委員会の処理

- ① 農業委員会は、農地法制限除外の農地の移動届（様式第102号）を受理したときは、制限除外の該当の有無を調査し、該当する場合にあっては、農地基本台帳その他関係する台帳等に農地の転用及びそれに伴う権利移動の状況を記入し、該当しない場合にあっては、当該届出者に対し、直ちに、法の規定に従って許可の申請の手続をするよう指導するものとする。
- ② 法に基づく許可を要しない土地の証明は、当該届出のあったものについて行う。

2 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会

農地の地目変更登記については、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」（昭和56年8月28日付け56構改B第1345号農林水産省構造改善局長通知）により処理しているが、その処理方法を抜粋すると次のとおりである。

（1）農業委員会の処理

地目変更登記申請書に（ア）非農地証明書、（イ）転用許可書（工事完了証明書に係る許可条件が付されていない事案の場合）、（ウ）工事完了証明書（地目変更登記に工事完了証明書を添付すべき旨の許可条件が付されている事案の場合）のいずれも添付されていない場合については、登記官から関係農業委員会に照会書（様式第103号）又は農地の転用事実に関する照会書（様式第104号）により農地の転用事実に関する照会がなされることになっているが、この場合の照会に係る事務処理は、次のとおり行うものとし、回答期限の厳守については、特に留意するものとする。

- ① 地目変更登記に工事完了証明書を添付すべき旨の許可条件が付されている事案であって、工事完了証明書の添付がないものについては、直ちに現地調査を行い、登記官から照会があった日の翌日から1週間以内に照会書（様式第103号）に所定事項を記入の上、回答すること。この場合においては、あらかじめ、関係者から工事完了証明書を添付しない事由等を聴

取するとともに、許可目的どおり工事が完了した時点で工事完了証明書の交付を受けてその証明書を添付した上で改めて申請するよう指導するものとする。この指導に従わない場合又は工事完了証明書の発行ができない許可条件違反等の場合については、農業委員会において適切な指導を行うとともに、その旨を速やかに農地の転用事実に関する調査報告書（様式第105号）により知事に報告し、法第51条第1項の規定による措置方針について指示を受けること。

- ② 転用許可を受けていない事案については、転用許可を要しないものであるか否かを確認するとともに、原則として、農業委員3人以上及び農業委員会事務局職員による現地調査を速やかに行い、現況が農地であるかどうか確認すること。

調査の結果、転用許可を要する事案であり、かつ、転用許可を受けないで転用行為が行われていたことが判明したものについては、農地の転用事実に関する調査報告書（様式第105号）により知事に報告し、原状回復命令を発する見込みがあるか否かについて知事の指示を受けた後、登記官から照会があった日から2週間以内に地目変更登記に係る照会に対する回答書（様式第106号）により回答すること。

- ③ 農業委員会は、①又は②において原状回復命令を発する見込みがある旨の回答をした事案については、回答した日から更に2週間以内に原状回復命令措置の通知書（様式第107号）又は農地への原状回復命令を行わないこととされた事案についての通知書（様式第108号）により、知事が原状回復命令を発したこと、又は原状回復命令を発する見込みがなくなったことを確認の上、登記官に通知すること。
- ④ 農業委員会は、農業委員会（農地部会）の開催の都合等により、その議決を経て回答、報告又は通知ができない場合は、適時、当該事案に係る土地の地元農業委員と協議の上、会長の指示を受けて、事務局長が回答、報告又は通知を行うこと。この場合において、回答、報告又は通知の期限が差し迫っている事案については、あらかじめ、登記官と連絡調整を行い、その的確な処理が図れるよう努めること。

（２） 知事の処理

- ① 知事は、農業委員会から（１）の①又は②の規定による報告を受けたときは、遅滞なく現地調査を行い、原状回復命令を発する見込みがあるか否かについて、農業委員会に通知するものとする。
- ② 知事は、農業委員会の回答に係る農地の地目の認定に疑義が生じた場合において、法務局又は地方法務局から協議を受けたときは、農業委員会から当該協議に係る地目の認定の経緯、認定の理由等を聴取するとともに、現地調査をした上、法務局又は地方法務局と協議し、その結果を農業委員会に通知するものとする。

（３） その他

農業委員会又は知事は、農地を違反転用している事案又は違反転用に係る農地の登記簿上の地目を農地以外の地目に変更している事案については、既に第三者に譲渡されているものを含め、その実態に即し、その所有者又は行為者等に対し、土盛その他転用行為の中止、原状回復等の勧告を行い、原状に回復されたときは、登記簿上の地目の農地への変更登記申請等の指導を行うものとする。

この場合において、当該勧告又は指導に従わない者に対しては、法第51条第1項の規定に基づく処分を行い、当該処分に従わない場合は、行政代執行又は捜査機関への農地法違反の告発を検討する等により、法の厳正な励行の確保に努めるものとする。（第8 違反転用等への対応 参照）

3 時効取得

農地の時効取得については、「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記の取扱いについて」（昭和52年8月25日付け52構改B第1673号農林省構造改善局長通知）により処理しているが、その処理方法を抜粋すると次のとおりである。

（1） 農業委員会の処理

① 登記完了前の措置

ア 農業委員会は、登記官から、登記簿上の地目が、田又は畑である土地について、時効取得を登記原因とする法第3条第1項本文に掲げる権利（以下単に「権利」という。）の移転又は設定の登記申請がなされた旨の通知を受けた場合には、速やかに、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているか否かにつきその実情を調査するものとする。

なお、取得時効完成の要件を備えているか否かの判断に当たっては、農地に係る権利の取得が、法の所定の許可を要するものであるにもかかわらず、その許可を得ていない場合には、占有（準占有）の始めに無過失であったとは言えず、このような場合の農地に係る権利の時効取得には、20年間所有の（自己のためにする）意思をもって平穩かつ公然と他人の農地を占有（農地に係る財産権を行使）することを要するものと解されるので留意すること。

イ 農業委員会は、アの規定による調査の結果、当該事案が取得時効完成の要件を備えておらず、時効取得を登記原因とする権利の移転又は設定の登記が行われることが法に違反すると判断される場合には、速やかに登記官に対してその旨を通知するとともに、当該登記申請当事者に対しその旨を伝え、当該登記申請書を取り下げさせるとともに、法の所定の許可を受けた上で権利の移転又は設定の登記を行わせる等、事案に即した適切な指導を行うものとする。

② 登記完了後の措置

ア 農業委員会は、登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を登記原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、速やかに、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているか否かにつき、その事情を調査し、遅滞なく時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書（様式第109号）を知事に提出するものとする。

イ 農業委員会は、アの調査の結果、当該事案が取得時効完成の要件を備えないため農地法違反であることが判明したときは、登記申請当事者に対して、農地法違反であることを伝え、速やかに、当該登記の抹消、農地の返還等農地法違反行為の是正を行うよう指導するものとする。

ウ 登記申請当事者がイによる農業委員会の指導に従わず農地法違反行為の是正を行わな

い場合には、農業委員会は知事に対して、当該登記申請当事者に是正を行うべき旨の通知を行うよう連絡するものとする。

エ 農業委員会は、(2)の①による知事の通知を登記申請当事者に交付するに当たって当該通知の内容を遵守履行するよう指導するものとする。

オ 農業委員会は、通知内容の履行状況の把握に努めるとともに、土地の登記事項証明書等によって履行が完了したことを確認したときは、その旨を知事に報告するものとする。

カ 農業委員会は、登記申請当事者が通知内容の履行を遅滞していると認めるときは、その履行を督促し、あわせて遅滞している理由及び履行状況の報告を求め、また、その報告があったときは、当該報告に農業委員会における処理経過等を添付して知事に報告するものとする。

(2) 知事の処理

① 知事は、農業委員会から(1)の②のウの規定による連絡を受けたときは、必要に応じて実情の調査を行い、必要と認めるときは、登記申請当事者に対し、通知書(様式第110号)により農業委員会を経由して農地法違反の是正措置を講ずるよう通知するものとする。

② 知事は、(1)の②のカの規定による農業委員会の報告を受けたときは、その報告内容の検討を行い、通知内容の履行が遅滞していることにつき、相当な理由があると認められる場合を除き、告発を行うものとする。

4 則第29条第4号及び第53条第4号の規定に係る処理の手続

第1の1の(2)の①のク及び②のキにあるとおり、地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合にあっては、農地転用許可を要しない特例(以下、「本特例」という。)が認められているが、本特例の適用に当たっては、次のとおり手続を行うものとする。

(1) 申出手続

① 本特例の適用を受けようとする者(以下、「申出者」という。)には、検討申出書(様式第111号)を農業委員会に提出させるものとする。

② 当該申出書には、次の書類を添付させるものとする。

ア 農業経営改善計画認定書の写し

イ 転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面(縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度)

ウ 転用候補地に建設しようとする農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面(縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度)

エ その他参考となるべき書類

(2) 農業委員会の処理

① 農業委員会は、申出者から検討申出書(様式第111号)の提出があったときは、市町地域計画担当部局にその旨を連絡するとともに、当該申出書の記載事項等の確認、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかの検討を行う。

なお、当該検討については、農地転用許可に係る審査基準1の(2)のイ又は2の(2)のイに準じて行うものとする。

また、当該確認及び検討に当たっては、必要に応じて土地改良区その他の関係者に意見を聴くものとする。

- ② 農業委員会は、①の確認及び検討の結果、本特例が適用されると判断した場合は、検討結果に対する意見聴取書（様式第112号）に検討申出書（様式第111号）の写しを添付して知事に送付し、その判断の適否について意見を聴くものとする。
- ③ 農業委員会は、(3)により知事から、農業委員会の判断が適当である旨の回答があったときは、本特例が適用される旨を検討結果通知書（様式第113号）により申出者に通知するとともに、市町地域計画担当部局に対し、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続を行うように連絡するものとする。
- ④ 農業委員会は、①の確認及び検討の結果、本特例が適用されないと判断した場合又は(3)により知事から農業委員会の判断が不適当である旨の回答があったときは、本特例が適用されない旨について理由を付して申出者に通知するものとする。この場合、第1の2の(1)の⑦のイの(キ)の規定を準用する。

(3) 知事の処理

知事は、(2)の②により意見を聴かれたときは、検討申出書（様式第111号）の写し等により農業委員会の判断の適否について検討し、その結果を農業委員会に回答するものとする。

その際、農業委員会の判断が不適当である旨の回答を行う場合は、理由を付して行うものとする。

(4) 農業振興地域制度との一体的な処理

本特例のほか、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第37条第2号の規定による開発行為の許可を不要とする特例も措置されていることから、申出に係る農地が農用地区域内である場合は、農業委員会は市町農業振興地域制度担当部局と連携し、一体的に処理を行うものとする。

この場合、同号の規定による知事への意見聴取は、(2)の②の意見聴取と併せて行うものとする。

(5) その他

- ① 本特例は、(2)の③による本特例が適用される旨の通知をもってその効力が発生する。
 - ② ①の通知に係る検討申出書（様式第111号）の記載と異なる転用事業を行った場合は、本特例は適用されず、法第51条第1項の規定による処分又は命令の対象となる
- また、適正な事業実施が確保されるよう、農業委員会は、転用事業が完了するまでの間、事業の実施状況について把握するものとする。

附 則（平成21年12月11日 21農政第41812号）

この要領は、平成21年12月15日から施行する。ただし、第4の2の(1)の⑤のロ及び(4)の①の規定は、平成22年6月1日から施行するものとし、施行前にされた農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可の申請に係る資金証明書の添付の取扱い及び転用目的の競売買受適格証明願の提出に係る証明の対象とする農地又は採草放牧地の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年5月25日 22農政第11722号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の様式第2号（その1）の規定は、この要領の施行の日以後に農業委員会が受理した農地法第3条第1項の許可の申請に係る書類について適用し、同日前に農業委員会が受理した当該許可の申請に係る書類については、なお従前の例による。
- 3 改正前の香川県農地関係事務処理要領に定める様式（次項に規定するものを除く。）による用紙は、当分の間、使用することができる。
- 4 改正前の様式第2号（その1）、様式第35号及び様式第36号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成23年3月10日 22農政第51105号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4の2の(1)の⑤のク（法第4条及び第5条の許可の申請書に添付する法人関係書類）の改正規定はこの要領の通知の日（平成23年3月10日）から、第4の2の(1)の⑤のロ（法第4条及び第5条の許可の申請書に添付する資金証明書）の改正規定のうち所要資金の合計額が1,500万円未満の場合に係る部分は平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、現に改正前の第8の1（許可書の再交付）の規定により提出されている再交付願は、改正後の第8の1（許可事項の証明）の規定により提出されている許可事項証明願とみなす。
- 3 改正前の様式第1号、様式第2号（その2）、様式第23号、様式第32号及び様式第70号による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年9月15日 23農政第26390号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式第93号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成24年3月8日 23農政第52079号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の香川県農地関係事務処理要領に定める様式(様式第71号を除く。)による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成25年1月30日 24農政第42325号)
(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年1月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式第40号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成26年3月19日 25農政第45225号)
この要領は、平成26年3月19日から施行する。

附 則(平成27年4月23日 26農政第84332号)
(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月23日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成28年3月31日 27農政第92490号)
(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成30年3月27日 29農政第71888号)
(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1の2の(1)の⑤のタの(ツ)(転用目的が太陽光発電設備である場合の添付書類)については平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日 元農政第52211号)
(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年12月20日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(令和3年7月29日 3農政第28757号)
(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和4年11月10日 4農政第287614号）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年11月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和5年7月11日 5農経第79349号）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年7月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和6年3月29日 5農経第276881号）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 営農型発電を目的とした一時転用について、この要領の施行の際現にされている許可の申請及び現に許可を受けているものについては、第2の3の(2)（収支状況の報告に係る確認及び指導を除く。）を除き、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日 6農経第286948号）

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

注 教示文の置換えについて

農地転用の許可のうち、当該許可に係る農地の面積が4ヘクタールを超えるものについては、様式第21号から様式第32号まで、様式第48号から様式第51号まで及び様式第98号中の教示文を次のとおり置き換えること。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、香川県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、中国四国農政局長（岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎）に提出してください。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副2通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。